

令和 8 年度東京東エリアにおける団地内看板意匠変更及び点検等業務
(賃貸住宅募集に係る広告宣伝等業務) (電子契約対象案件)

掲示文 兼 入札説明書

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部の発注する標記入札については、関係法令及びこの入札説明書によるものとする。

- 1 入札等実施要領
- 2 入札及び見積心得書
- 3 使用印鑑届（様式）
- 4 委任状（様式）
- 5 入札書・内訳書及び封筒（様式）
- 6 単価契約書（案）
- 7 提出書類一覧
- 8 競争参加資格確認申請書
- 9 【別冊】仕様書

令和 8 年 1 月 27 日

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部
東京東エリア経営部 営業課

1 入札等実施要領

1 発注者

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部

本部長 井添 清治

2 調達内容

(1) 調達件名

令和 8 年度東京東エリアにおける団地内看板意匠変更及び点検等業務
(賃貸住宅募集に係る広告宣伝等業務)

(2) 調達案件の仕様等 9 【別冊】仕様書による。

(3) 履行期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで。

(4) 履行場所 9 【別冊】仕様書による。

(5) 入札方法

本件は単価契約である。入札金額は 9 【別冊】仕様書に示した品目ごとの予定数量に見積った項目単位当たりの単価を乗じた額の総額とすること。予定数量は機構の過去の実績を元に算出した数量であり、発注を確約するものではない。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。入札書には内訳書を同封すること。

入札書及び内訳書は 5 入札書・内訳書及び封筒（様式）を使用すること。

なお、内訳書に記載されている金額を品目ごとの契約単価とする。

3 競争参加資格

次の要件を全て満たしているものであること。

(1) 独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成 16 年独立行政法人都市再生機構達第 95 号）第 331 条及び第 332 条の規定に該当する者でないこと。

<https://www.ur-net.go.jp/order/lrmhph00000000h1-att/lrmhph00000000hz.pdf>

(2) 令和 7・8 年度独立行政法人都市再生機構東日本地区の物品購入等の契約に係る競争参加資格審査において、業種区分「役務提供」の資格の認定を受けている者であること。

なお、当該競争参加資格の認定を受けていない者も競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出することができるが、競争に参加するためには申請書の提出期限までに当該資格の申請を行い確認を受け、かつ開札日までに認定を受けていなければならない。

競争参加資格審査の申請等に関する問い合わせ先は次のとおり。

〒163-1382 東京都新宿区西新宿六丁目5番1号 新宿アイランドタワー19階

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部 総務部経理課

電話 03-5323-5705

※「全省庁統一資格」は当機構の競争参加資格とは何ら関係がないため注意すること。

- (3) 申請書の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構から本件業務の履行場所を含む区域を措置対象とする指名停止を受けていないこと。
- (4) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。

<https://www.ur-net.go.jp/order/lrmhph00000000db-att/bouryokudantouteigi240117.pdf>

- (5) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

4 競争参加者に求められる義務

- (1) 競争参加者は、上記3による必要な証明書等を申請書に添付して、下記5(1)の提出期間までに下記5(2)まで提出しなければならない。
- (2) 提出された申請書等は、当機構において審査するものとし、採用し得ると判断した者の入札書のみを落札対象とする。

5 申請書の提出

申請書の提出は7 提出書類一覧による。

(1) 申請書の提出期間

令和8年1月27日（火）から令和8年2月10日（火）まで
土曜日及び日曜日を除く毎日、午前10時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時を除く。）

(2) 提出場所

〒130-0022 東京都墨田区江東橋四丁目26-5
東京トラフィック錦糸町ビル本館9階
独立行政法人都市再生機構 東日本賃貸住宅本部
東京東エリア経営部 営業課（担当者：延近）
電話：03-5600-8732

(3) 提出方法

申請書の提出期間中に上記(2)への持参又は郵送とする。持参する場合はあらかじめ電話等により上記(2)に連絡すること。郵送による場合は書留郵便とし、封筒表面に「申請書類在中」と朱書きの上、提出期間末日の午後5時必着とする。

(4) 同等品の認定申請及び申請期間

本件については（仕様書別紙2-2の大項番7及び8）に記載する基準品のほか、それと同等以上の物品（以下「同等品」という。）により入札に参加することができる。

同等品で入札書を提出しようとする場合は、同等品の認定申請を行い、当機構の審

査を受け、認定を受けなければならない。当該申請は、**A 同等品申請書**、**B 同等品申請明細表**及びカタログの提出による。同等品の認定の可否については、申請者へ郵送またはFAXにて、令和8年2月17日（火）までに回答する。

（イ）申請書の提出期間

上記5（1）と同じ。

（ロ）提出場所

上記5（2）と同じ。

6 競争参加資格の確認通知

申請書を提出した者について、当機構の審査を行い本入札の参加資格を有するかを確認し、令和8年2月19日（木）までに競争参加資格の有無について通知する。

7 質問書の提出及び回答

入札、仕様等に関する質問は「質問書（任意様式）」の提出による。また質問に対する回答は「質問回答書」の閲覧をもって行う。

（1）質問書の提出期限

令和8年2月19日（木）午後5時

土曜日、日曜日を除く毎日、午前10時から午後5時まで。

（ただし、正午から午後1時の間は除く。）

（2）提出場所

上記5（2）と同じ。

（3）提出方法

質問書の提出期限までに提出場所に持参又は郵送とする。持参する場合はあらかじめ電話により上記5（2）に連絡すること。郵送による場合は書留郵便とし、封筒表面に「質問書在中」と朱書きの上、上記7（1）提出期限必着とする。

（4）質問書回答書の閲覧期間

令和8年2月24日（火）から令和8年3月9日（月）まで

土曜日、日曜日を除く毎日、午前10時から午後5時まで。

（ただし、正午から午後1時の間は除く。）

ただし最終日は午後4時までとする。

（5）閲覧場所

上記5（2）と同じ。

8 入札書の提出期限・場所及び方法

（1）入札書の提出期限

提出期限：令和8年3月9日（月）午後4時まで

（2）提出場所

〒163-1382 東京都新宿区西新宿六丁目5番1号 新宿アイランドタワー19階

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部 総務部経理課

電話 03-5323-5705

(3) 提出方法

入札書の提出期限までに提出場所に持参又は郵送とする。持参の際は、事前に電話にて連絡すること。郵送による場合は書留郵便とし、封筒表面に「入札書在中」と朱書きの上、二重封筒とし、上記8(1)提出期限必着とする。

9 公正な入札の確保

入札参加者は公正な入札の確保に努めなければならない。

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならぬ。
- (3) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

10 開札の日時及び場所

(1) 開札の日時

令和8年3月10日（火）午後1時00分

(2) 開札場所

〒163-1382 東京都新宿区西新宿六丁目5番1号 新宿アイランドタワー19階
独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部 入札室

11 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格の確認に必要な証明書等を調達案件ごとに競争参加者の負担において作成し、上記5(1)の提出期限までに上記5(2)まで提出しなければならない。また、競争参加者は開札日の前日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合はそれに応じなければならない。なお、競争参加者の作成した証明書等は当機構において審査するものとし、採用し得ると判断した者の入札書のみを落札対象とする。

- (4) 当機構は、提出された書類を審査の実施以外に提出者に無断で使用することはない。
- (5) 当機構に一旦提出された書類の差替え及び再提出は認めない。
- (6) 当機構に一旦提出された書類は返却しない。
- (7) 競争参加者が虚偽又は不正な記載をしたと判断される場合、審査等の対象としない。
- (8) 競争参加資格の審査において資格を有すると認められた者であっても、開札のときに

において上記3の資格のない者は落札対象としない。

(9) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に違反した入札は無効とする。

(10) 契約書作成の要否 要 **[6 単価契約書（案）]**による。

別冊契約書案により契約書を作成し、電子署名を用いた電子契約（以下「電子契約」という。）によって締結するものとする。

なお、電子契約による契約締結については、次に定めるとおりとする。

- ① 発注者が指定する電子契約サービス^{*1}で行うものとし、受注者が利用する電子契約サービスによる電子契約は不可とする。
- ② 入札参加者は申請書の提出とあわせて別紙「電子契約方式確認書」を令和8年2月10日（火）午後5時までに上記5（2）に提出すること。ただし、紙契約方式での契約締結を希望する場合は、当該手続書においてその旨を明らかにすること。
- ③ 電子契約サービスを利用する場合、電子帳簿保存法に対応した契約書の保管^{*2}を行うことについて了承の上、電子契約手続きを行うこととする。

※1 当該サービスは、両者が合意・承諾した文書に当該事業者名義で電子ファイルに電子署名とタイムスタンプを施す「立会人型電子契約サービス」のクラウドサインとする。なお、手続きの詳細及びマニュアルについては下記の機構ホームページを参照すること。

※2 電子帳簿保存法に対応した保管とは、以下の要件を満たして保管する運用である。

- ・真実性の確保
- ・関係書類の備付
- ・見読み可能性の確保
- ・検索機能の確保

詳細については、以下のクラウドサインホームページを参照すること。

<https://help.cloudsign.jp/ja/articles/5675348>

(11) 落札者の決定方法

独立行政法人都市再生機構会計規程（平成16年独立行政法人規程第4号）第52条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(12) 手続きにおける交渉の有無 無

(13) 独立行政法人が行う契約に係る情報の公表については別添による。

12 問い合わせ先

① 競争参加資格確認申請書及び資料について

〒130-0022 東京都墨田区江東橋四丁目26-5

東京トライフィック錦糸町ビル本館9階

独立行政法人都市再生機構 東日本賃貸住宅本部

東京東エリア経営部 営業課（担当者：延近）

電話：03-5600-8732

土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時の間を除く。）

② 令和7・8年度の競争参加資格及び電子契約方式確認書について

〒163-1382 東京都新宿区西新宿六丁目5番1号 新宿アイランドタワー19階

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部 総務部経理課

電話 03-5323-5705

土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時の間を除く。）

以上

別添

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願ひいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了知願います。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了知願います。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- ② 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- ② 当機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上

- ④ 1者応札又は1者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供していただく情報

- ① 契約締結日時点では在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して72日以内

別 紙

電子契約方式確認書

年 月 日

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部

本部長 井添 清治 殿

住所※

商号又は名称※

氏名※

※契約書の署名欄に記載する住所、商号又は名称及び代表者名を記入すること

案件名称： 令和 8 年度東京東エリアにおける団地内看板意匠変更及び点検等業務
(賃貸住宅募集に係る広告宣伝等業務)

機構が指定する電子契約サービスによる契約締結の可否： 可 / 不可 (紙契約方式)

(電子契約可の場合、以下記入)

電子契約手続を行う方

(メールアドレスを複数用意できない場合等を除き、原則 2 名記載)

【承認権限者※¹】

社名：

部署・役職：

氏名：

メールアドレス：

電話番号：

【最終承認権限者※²】

社名：

部署・役職：

氏名：

メールアドレス：

電話番号：

※1 機構からの契約締結依頼を当初に受信する方

※2 契約手続について最終的な承認を行う方

【本契約における名義人】

住所：

氏名：

J V により契約を締結する場合は構成員の契約を行う方を以下に記載

【承認権限者②】

社名 :

部署・役職 :

氏名 :

メールアドレス :

電話番号 :

【最終承認権限者②】

社名 :

部署・役職 :

氏名 :

メールアドレス :

電話番号 :

【留意事項】

電子契約サービスを利用する場合、電子帳簿保存法に対応した契約書の保管を行うことについて了承の上、電子契約手続きを行うこととする。

※電子帳簿保存法に対応した保管とは、以下の要件を満たして保管する運用である。

- ・真実性の確保
- ・関係書類の備付
- ・見読可能性の確保
- ・検索機能の確保

詳細については、以下のクラウドサインホームページを参照すること。

<https://help.cloudsign.jp/ja/articles/5675348>

電子契約受注者向け操作マニュアルはこちら

<https://www.ur-net.go.jp/order/sanka.html>

〈本確認書についての問い合わせ先〉

〒163-1382 東京都新宿区西新宿六丁目5番1号 新宿アイランドタワー19階

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部 総務部経理課

電話 03-5323-5705

土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時の間を除く。）

2 入札及び見積心得書

入札及び見積心得書（物品購入等）

（目的）

第1条 独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）が締結する物品、設備等の購入、修理、売却、運送、広告、保守、印刷、借入等の契約に関する競争入札及び見積りその他の取扱いについては、この心得の定めるところにより行う。

（入札又は見積り）

第2条 競争入札・見積（合せ）について、機構から通知を受けた者（以下「入札参加者等」という。）は、契約書案、仕様書（契約内容説明書を含む。以下同じ。）及び現場等を熟観の上、所定の書式による入札書又は見積書により入札又は見積りをしなければならない。この場合において、仕様書及び契約書等につき疑義があるときは関係職員の説明を求めることができる。

2 入札書又は見積書は封かんの上、入札参加者等の氏名を明記し、前項の通知書に示した時刻までに入札箱に投入し、又は提出しなければならない。

また、入札書又は見積書の押印を省略する場合は、その旨を明示し、かつ、入札書又は見積書の余白に「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先を記載することとする。

3 入札書又は見積書は、発注者においてやむを得ないと認めたときは、書留郵便をもって提出することができる。この場合には、二重封筒とし、表封筒に入札書又は見積書在中の旨を朱書し、中封筒に件名及び入札又は見積り日時を記載し、発注者あての親書で提出しなければならない。

また、入札書又は見積書の押印を省略する場合は、表封筒に押印省略の旨を朱書し、かつ、入札書又は見積書の余白に「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先を記載することとする。

4 前項の入札書又は見積書は、入札又は見積り執行日の前日までに到着しないものは無効とする。

5 入札参加者等が代理人をして入札又は見積りをさせるときは、その委任状を提出しなければならない。

6 入札参加者等又は入札参加者等の代理人は、同一事項の入札又は見積りに対する他の入札参加者等の代理をすることはできない。

7 入札参加者等は、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者ではないこと、また、将来においても該当しないことを誓約しなければならず、入札（見積）書の提出をもって誓約したものとする。

（入札の辞退）

第2条の2 入札参加者等は、入札又は見積り執行の完了に至るまでは、いつでも入札又は見積りを辞退することができる。

2 入札参加者等は、入札又は見積りを辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

一 入札又は見積り執行前にあっては、所定の書式による入札（見積）辞退書を発注者に

直接持参し、又は郵送（入札又は見積り執行日の前日までに到着するものに限る。）して行う。

二 入札又は見積り執行中にあっては、入札（見積）辞退書又はその旨を明記した入札書若しくは見積書を、入札又は見積りを執行する者に直接提出して行う。

3 入札又は見積りを辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

（公正な入札の確保）

第2条の3 入札参加者等は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者等は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者等と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。

3 入札参加者等は、落札者の決定前に、他の入札参加者等に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

（内訳明細書）

第3条 入札又は見積りに当たっては、あらかじめ入札又は見積金額の見積内訳明細書を用意しておかなければならない。

（入札又は見積りの取りやめ等）

第4条 入札参加者等が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札又は見積りを公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者等を入札若しくは見積りに参加させず、又は入札若しくは見積りの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

（入札書又は見積書の引換の禁止）

第5条 入札参加者等は、入札書をいったん入札箱に投入し、又は見積書を提出した後は、開札又は開封の前後を問わず、引換え、変更又は取消しをすることはできない。

（入札又は見積りの無効）

第6条 次の各号のいずれかに該当する入札又は見積りは無効とし、以後継続する当該入札又は見積りに参加することはできない。

一 委任状を提出しない代理人が入札又は見積りをなしたとき。

二 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるとき。

三 入札又は見積金額の記載を訂正したとき。

四 入札者又は見積者（代理人を含む。）の記名のないとき又は記名（法人の場合はその名称及び代表者の記名）の判然としないとき。（押印を省略する場合は「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先の記載がないとき。）

五 再度の入札又は見積りにおいて、前回の最低入札金額と同額又はこれを超える金額をもって入札又は見積りを行ったとき。

六 1人で同時に2通以上の入札書又は見積書をもって入札又は見積りを行ったとき。

七 明らかに連合によると認められるとき。

八 第2条第7項に定める暴力団排除に係る誓約について、虚偽と認められるとき。

九 前各号に掲げる場合のほか、機構の指示に違反し、若しくは入札又は見積りに関する

必要な条件を具備していないとき。

(開札等)

第7条 開札は、機構が通知した場所及び日時に、入札書の投入が終った後直ちに入札者の面前で、最低入札者名及びその入札金額を公表して行う。

2 見積りは、見積書提出後、前項の規定を準用して行う。

(落札者の決定)

第8条 競争入札による場合は、開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格により入札した者を落札者とする。

2 見積りは、予定価格の制限の範囲内で、価格その他の事項が機構にとって最も有利な申込みをした者を契約の相手方とするものとする。

(再度の入札又は見積り)

第9条 開札又は見積りの結果、落札者がないときは、直ちに、又は別に日時を定めて再度の入札又は見積りを行うものとする。

2 前項の再度の入札又は見積りは、原則として1回を限度とする。

(同価の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第10条 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

(入札参加者等の制限)

第11条 次の各号のいずれかに該当する者は、その事実のあった後2年間競争入札又は見積りに参加することができない。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同様とする。

一 契約の履行に当たり故意に履行を粗雑にし、又は材料、品質、数量に関して不正の行為があった者

二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者

三 落札者が契約を結ぶこと又は契約を履行することを妨げた者

四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

五 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

六 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(契約内容説明)

第12条 理由なく契約内容の説明に出席しない者は入札又は見積りの希望がないものと認め、入札又は見積りに参加することができない。

(契約書等の提出)

第13条 落札者は、落札決定の日から7日以内に契約書又は請書を提出しなければならない。ただし、予め発注者の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

2 落札者が前項の期間内に契約書を提出しないときは落札はその効力を失う。

3 契約書の作成を要しない場合においては、落札者は、落札決定後すみやかに請書その他これに準ずる書面を発注者に提出しなければならない。ただし、発注者がその必要がないと認めて指示したときは、この限りでない。

(異議の申立)

第14条 入札参加者等は、入札又は見積り後この心得書、仕様書、契約書案及び契約内容説明等についての不明を理由として異議を申立てることはできない。

以 上

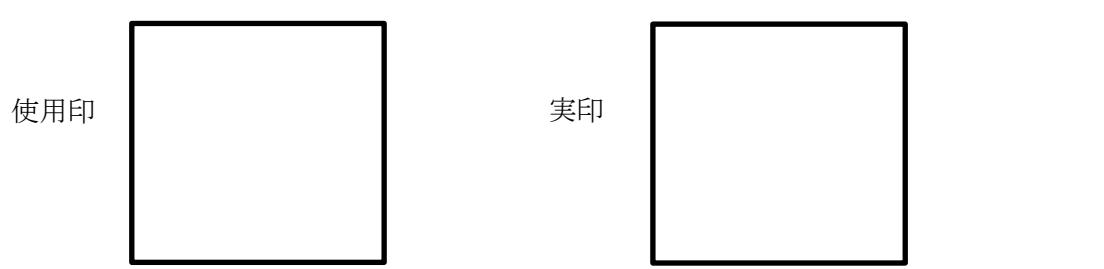
3 使用印鑑届（様式）

入札書へ押印する場合の提出書類について

- 1 代表者及び代表者から委任を受けた代理人が押印した入札書にて入札に参加される場合は、実印の印影照合を行うため、使用印鑑届（実印を使用印とする場合も含む）及び印鑑証明書正本（原本発行日から3か月以内）を提出してください。（一度提出していただければ、競争参加資格の認定期間中は有効です（最長2年間）。また、記載内容に変更が生じた場合、再度提出してください。）
- 2 代表者以外の方が年間を通じて代表者と同等の権限を行使する場合、年間委任状及び印鑑証明書正本（原本発行日から3か月以内）を提出してください。（一度提出していただければ、競争参加資格の認定期間中は有効です（最長2年間）。また、記載内容に変更が生じた場合、再度提出してください。）

以 上

使 用 印 鑑 届



上記の印鑑について、入札見積、契約の締結並びに代金の請求及び受領に関して使用する印鑑としてお届けします。

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代 表 者

印

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部

本部長 井添 清治 殿

- 注 1 競争参加資格の有効期間を限度とし、提出すること。また、記載内容に変更が生じた場合、再度の提出をすること。なお、使用人の使用印を変更する場合もその旨届け出ること。
- 2 本届には、印鑑証明書（原本・発行開始日から3か月以内）を添付すること。なお、委任状又は年間委任状と併せて本届を提出する場合には、印鑑証明書の提出は1部で足りる。
- 3 使用印を届け出る機関の本支社、事務所等ごとに作成し、提出すること。

記載例

使 用 印 鑑 届

使用印



実印



上記の印鑑について、入札見積、契約の締結並びに代金の請求及び受領に関して使用する印鑑としてお届けします。

年　　月　　日 ← **提出日**

住　　所 ○○○○○○○○○○○○
商号又は名称 ○○○○株式会社
代　表　者 代表取締役 ○○ ○○ 印
↑
実印

独立行政法人都市再生機構 ○○
○○長 ○○ ○○ 殿 ←

**使用印を届け出る機構の組織・組織の
長の役職及び氏名**

- 注 1 競争参加資格の有効期間を限度とし、提出すること。また、記載内容に変更が生じた場合、再度の提出をすること。なお、使用人の使用印を変更する場合もその旨届け出ること。
- 2 本届には、印鑑証明書（原本・発行開始日から3か月以内）を添付すること。なお、委任状又は年間委任状と併せて本届を提出する場合には、印鑑証明書の提出は1部で足りる。
- 3 使用印を届け出る機構の本支社、事務所等ごとに作成し、提出すること。

4 委任状（様式）

入札に係る提出書類について

入札参加者の本人確認を行うため、下記の書類を入札日に提出してください。

一 代表者本人が入札される場合：名刺など本人を確認できる書類を提出してください。

二 代理人の方が入札される場合：委任状（年間委任状を提出した復代理人を含む）を提出してください。

名刺をお持ちでない方が入札される場合には、公的機関が発行した身分証明証（健康保険資格確認書、自動車運転免許証、監理技術者資格者証など）で氏名等による本人確認を行い、写しを取らせていただきます。

名刺又は公的機関が発行した身分証明証で本人確認ができない場合は、入札への参加は認められませんので、あらかじめ御承知おきください。

なお、取得した名刺等は個人情報に留意し、上記目的以外には使用せず、厳重に取扱います。

以 上

委任状（押印する場合）

委 任 状

私は_____を代理人と定め、独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部の発注する「令和8年度東京東エリアにおける団地内看板意匠変更及び点検等業務（賃貸住宅募集に係る広告宣伝等業務）」に関し、下記の権限を委任します。

記

1. 入札及び見積りに関する件

代理人 使用印鑑	
-------------	--

令和 年 月 日

(委任者) 住 所
商号又は名称
代 表 者 印

(受任者) 住 所
商号又は名称
氏 名 印

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部

本部長 井添 清治 殿

注1 委任状には、委任者の印鑑証明書（原本・発行日から3か月以内）を添付すること。

ただし、既に使用印鑑届を提出している場合は必要ない。

2 年間委任状を提出している場合は、年間受任者から「復代理人」への委任とすること。

3 委任事項は、明確に記載すること。

4 共同企業体の場合は、共同企業体名を冠した上、「代表者」として代表会社が記名押印すること。

委任状（押印を省略する場合）

委 任 状

私は_____を代理人と定め、独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部の発注する「令和8年度東京東エリアにおける団地内看板意匠変更及び点検等業務（賃貸住宅募集に係る広告宣伝等業務）」に関し、下記の権限を委任します。

記

1. 入札及び見積りに関する件

令和 年 月 日

(委任者) 住 所
商号又は名称
代 表 者

(受任者) 住 所
商号又は名称
氏 名

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部

本部長 井添 清治 殿

(委任者)

本件責任者（会社名・部署名・氏名）：

担当者（会社名・部署名・氏名）：

連絡先（電話番号）1：

連絡先（電話番号）2：

(受任者)

本件責任者（会社名・部署名・氏名）：

担当者（会社名・部署名・氏名）：

連絡先（電話番号）1：

連絡先（電話番号）2：

注1 年間委任状を提出している場合は、年間受任者から「復代理人」への委任とすること。

2 委任事項は明確に記載すること。

3 共同企業体の場合は、共同企業体名を冠した上、「代表者」として代表会社が記名押印すること。

4 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。

個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

5 本件責任者・担当者及び連絡先の記載がない場合、委任状は無効となる。なお、氏名は必ず姓と名を記載すること。

記載例

(押印する場合　※委任事項に契約行為等を含む場合は押印必須)

委 任 状

私は _____ を代理人と定め、独立行政法人都市再生機構（〇〇支社等/業務受託者〇〇）の発注する（工事等名）に関し、下記の権限を委任します。

記

- ## 1 入札及び見積に関する件 2 ○○○○

代理人
使用印鑑

年 月 日

(委任者) 住 所 ○○○○○○○○○○

商号又は名称 ○○○○株式会社

代 表 者 代表取締役 ○○ ○○ 印

実印（既に使用印鑑届を提出している場合は使用印）

(受任者) 住 所 ○○○○○○○○○○

商号又は名称 QQQQ株式会社

氏 名 ○○ ○○

代理人(受任者)使用印

独立行政法人都市再生機構（〇〇支社等/業務受託者〇〇）

支社長等/〇〇センター長等

九

掲示等又は競争入札等執行通知書に記載の
ある組織・役職及び氏名

- 注1 委任状には、委任者の印鑑証明書（原本・発行日から3か月以内）を添付すること。ただし、既に使用印鑑届を提出している場合は必要ない。

2 委任事項は、明確に記載すること。

3 共同企業体の場合は、共同企業体名を冠した上、「代表者」として代表会社が記名押印すること。

(押印を省略する場合 ※委任事項に契約行為等を含まない場合に使用可)

委任状

私は _____ を代理人と定め、独立行政法人都市再生機構（〇〇支社等/業務受託者〇〇）の発注する（工事等名）に関し、下記の権限を委任します。

記

- 1 入札及び見積に関する件
2 〇〇〇〇

契約行為等、押印省略対象外となる手続を含まないこと

年　月　日

（委任者）住 所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

代表者（委任者）氏名 → 商号又は名称 〇〇〇〇株式会社
代 表 者 代表取締役 〇〇 〇〇

（受任者）住 所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

商号又は名称 〇〇〇〇株式会社

代理人（受任者）氏名 → 氏 名 〇〇 〇〇

掲示等又は競争入札等執行通知書に記載のある組織・役職及び氏名

独立行政法人都市再生機構（〇〇支社等/業務受託者〇〇）

支社長等/〇〇センター長等 〇〇 〇〇 殿

連絡先は責任者と担当者で2以上記載することが望ましいが、1つしか無ければ1つでも可

（委任者）

本件責任者（会社名・部署名・氏名）：（株）〇〇〇 〇〇部 部長 〇〇 〇〇

担当者（会社名・部署名・氏名）：（株）〇〇〇 〇〇部 〇〇 〇〇

連絡先（電話番号）1 : 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

連絡先（電話番号）2 : 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

（受任者）

本件責任者（会社名・部署名・氏名）：（株）〇〇〇 〇〇部 部長 〇〇 〇〇

担当者（会社名・部署名・氏名）：（株）〇〇〇 〇〇部 〇〇 〇〇

連絡先（電話番号）1 : 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

連絡先（電話番号）2 : 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

注1 委任事項は、明確に記載すること。

2 共同企業体の場合は、共同企業体名を冠した上、「代表者」として代表会社が記名すること。

3 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。

個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

入 札 書

金 円也 (税抜)

※入札額内訳書を同封すること

※内訳書の合計額（税抜）を記載すること

ただし、令和8年度東京東エリアにおける団地内看板意匠変更及び点検等業務（賃貸住宅募集に係る広告宣伝等業務）

入札及び見積心得書（物品購入等）及び入札説明書記載内容を承諾の上、入札します。

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名 印※ 1

代理人氏名 印※ 1

独立行政法人都市再生機構 東日本賃貸住宅本部

本部長 井添 清治 殿

※1 本件責任者（会社名・部署名・氏名）：

担当者（会社名・部署名・氏名）：

※2 連絡先（電話番号）1：

連絡先（電話番号）2：

※1 本件責任者、担当者（氏名は、必ず姓と名を記載）及び連絡先の記載がある場合は、押印は不要。

2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。

個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

3 押印する場合は、本件責任者、担当者及び連絡先の記載は不要。この場合、「使用印鑑届」又は「年間委任状」の提出が必要。又、代理人又は復代理人に入札を委任する場合は「委任状（押印する場合）」を使用すること。

入札額内訳書

令和8年度東京東エリアにおける団地内看板意匠変更及び点検等業務
(賃貸住宅募集に係る広告宣伝等業務)

会社名

分類	項目番号		内 容 (単位:mm)	単価	予定数量	金額
	大項目番	小項目番				
看板等製作及び設置施工	1	1	木枠組み看板製作費(W900×H600)		1 基	
	2	1	スチール枠組み看板製作費(W400×H600)		1 基	
		2	スチール枠組み看板製作費(W600×H450)		1 基	
		3	スチール枠組み看板製作費(W600×H900)		1 基	
	3	1	アルミ複合板面製作費(W400×H600)(W600×H400)		1 枚	
		2	アルミ複合板面製作費(W550×H250)		1 枚	
		2	アルミ複合板面製作費(W600×H450)		1 枚	
		3	アルミ複合板面製作費(W600×H900)(W900×H600)		1 枚	
		4	アルミ複合板面製作費(W1800×H900)		1 枚	
		5	アルミ複合板面製作費(W2000×H1000)		1 枚	
		6	アルミ複合板面製作費(W2400×H1200)		1 枚	
		7	アルミ複合板面製作費(W3600×H1800)		1 枚	
	4		インクジェットシート出力製作費(m ²)	2.88 m ²		
		5	コンフォーマルシート出力製作費(m ²)	1 m ²		
	6	1	横断幕・懸垂幕製作費(ターポリン)		1 m ²	
		2	横断幕・懸垂幕製作費(メッシュターポリン)		1 m ²	
	7		スタンド看板製作費(移動型)		1 基	
		8	スタンド看板製作費(据置型)		1 基	
		9	スタンド看板面製作費(据置型)		1 枚	
撤去材・処分料	10	1	アルミ複合板面撤去費(W1800×H900以下のサイズを想定)		1 基	
		2	アルミ複合板面撤去費(W1800×H900を超えるサイズを想定)		1 基	
	11	1	ステンレス製看板解体処分費(W900×H600想定)		1 基	
		2	スチール製看板解体処分費(W1800×H900以下のサイズを想定)		1 基	
		3	スチール製看板解体処分費(W1800×H900を超えるサイズを想定)		1 基	
	12		スタンド看板(移動型)撤去・解体・廃材処分費(W600×H900想定)		1 基	
		13	スタンド看板(据置型)撤去・解体・廃材処分費(W400×H850想定)		1 基	
		14	横断幕・懸垂幕撤去・解体・廃材処分費		1 m ²	
(参考単価) 必要諸経費	15		現地調査費		1 人工	
		16	梱包・運搬費		7 台	
		17	取付設置施工人件費		14 人工	
		18	取付設置用雑材諸経費(W1800×H900想定)		1 基	
		19	撤去・解体・処分等人件費		1 人工	
	20	1	看板、横断幕・懸垂幕等の報告書作成費		21 基	
		2	看板、横断幕・懸垂幕等のデータ更新管理費		17 団地	
維持管理費	21		随時点検業務費		1 団地	
		1	屋外広告物申請費(新規申請)		1 基	
	22	2	屋外広告物申請費(更新申請)		1 基	
		23	定期安全点検費		56 団地	
	24		鉄部塗装費		21 基	
		25	コーナーガード設置費		10 個	
合計(税込)						

入札書に同封してください。

※入札書に同封されていない場合は無効となるので注意すること。

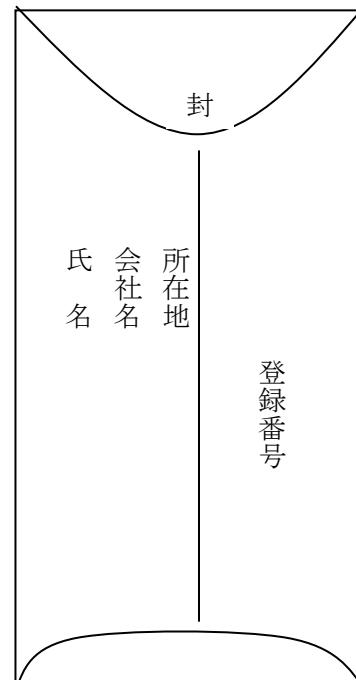
※内訳書に記載の単価を契約単価とする。

(封筒見本)

表

裏

独立行政法人都市再生機構 東日本賃貸住宅本部
本部長 井添 清治 殿
「令和8年度東京東エリアにおける団地内看板意匠変更及び点検等業務（賃貸住宅募集に係る広告宣伝等業務）」入札書
（押印省略）



※入札書の押印を省略する場合は、

（押印省略）と朱書き

（委任している場合は、代理人の氏名）

※入札書は、必ず上の例により任意の封筒に所要事項を記入の上、封入し、封かんすること。

※入札書・入札内訳書以外のものは同封しないこと。

6 単価契約書（案）

単価契約書

- 1 契約の名称 令和8年度東京東エリアにおける団地内看板意匠変更及び点検等業務
(賃貸住宅募集に係る広告宣伝等業務)
- 2 仕様 別添仕様書のとおり。
- 3 契約期間 令和8年 4月 1日から
令和9年 3月 31日まで
- 4 契約単価 別紙単価表のとおり。

上記の役務について、発注者と受注者は次の条項によりこの契約を締結する。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する（ただし、電磁的記録については、本契約の成立を証するため、本書の電磁的記録を作成し、発注者及び受注者が契約内容の合意後電子署名を施し、各自その電子署名が施された電磁的記録を保管するものとする。）。

年　　月　　日

発注者 住 所 東京都新宿区西新宿六丁目5番1号
独立行政法人都市再生機構 東日本賃貸住宅本部
氏 名 本部長 井添 清治 印

受注者 住 所
氏 名 印

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、頭書の役務（以下「業務」という。）に関し、この契約書に定めるもののほか、仕様書（別添の仕様書及び入札説明書等に係る質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

2 受注者は、頭書の履行期間（以下「履行期間」という。）中、発注者からの発注を受けて仕様書に定められた業務を履行し、発注者はその代金（以下「請負代金」という。）を支払うものとする。

(権利義務の譲渡等)

第2条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継

させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括再委託等の禁止)

第3条 受注者は、この契約の全部又は主体的部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、この契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。これらを変更しようとするときも同様とする。ただし、発注者が仕様書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

(発注手続)

第4条 発注者は、業務を受注者に発注するときは、その都度、その内容、履行期限等を記載した発注者所定の注文書（以下「注文書」という。）を受注者に対して発行するものとし、受注者はこの注文書に基づき業務を履行するものとする。

(受注者の請求による履行期限の延長)

第5条 受注者は、天災その他の不可抗力により、注文書に指定された履行期限（以下「履行期限」という。）内に、当該注文書に基づく業務を完了することができないときは、あらかじめ、発注者に届け出て、履行期限を延長することができる。ただし、その延長日数は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(損害の負担)

第6条 業務の履行に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、受注者の負担とする。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき理由によるものである場合には、発注者が負担するものとする。

(物価等の変動に基づく契約単価の改定)

第7条 賃金、材料等の価格等に変動があり、第9条第1項の単価表の額が不相当となったときは、発注者と受注者とが協議の上、これを改定することができる。

(検査及び引渡し)

第8条 受注者は、注文書に基づく業務が完了したときは、遅滞なく、その旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に業務の完了を確認するための検査を行わなければならない。

3 前項の検査を受けるため通常必要な経費は、特別な定めがある場合を除き、すべて受注者の負担とする。

4 第2項の検査に合格した日をもって、注文書に基づく業務が完了したものとし、成果物があるときは、当該成果物は、同日をもって発注者に引き渡されたものとする。

5 受注者は、業務が第2項の検査に合格しないときは、発注者の指定する日までに業務をやり直して発注者の検査を受けなければならない。この場合、検査及び引渡しについては、前各項の規定を準用する。

(請負代金の支払い)

第9条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、別紙の単価表に基づき算定し

た請負代金を発注者に請求することができる。

- 2 受注者は、請負代金については、当月分を取りまとめ、翌月1日以降その支払請求書を発注者に提出するものとし、発注者は、当該請求書を受理した日から起算して30日以内に、これを受注者に支払うものとする。
- 3 発注者がその責めに帰すべき理由により第8条第2項又は第5項の検査を行わないときは、その期間を満了した日の翌日から当該検査を行った日までの日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

（契約不適合責任）

第10条 発注者は、引き渡された成果物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、成果物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、契約不適合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

- 2 前項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
 - 一 履行の追完が不能であるとき。
 - 二 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - 三 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - 四 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

（発注者の任意解除権）

第11条 発注者は、業務が完了するまでの間は、次条又は第13条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

（発注者の催告による解除権）

第12条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。

- 一 第2条の承諾を得ず又は虚偽の申請により承諾を得てこの契約を第三者に承継させたとき。
- 二 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

三 履行期限内又は履行期限経過後相当の期間内に注文書に基づく業務を完了する見込みが明らかないと認められるとき。

四 正当な理由なく、第10条第1項の履行の追完がなされないとき。

五 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第13条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

一 第2条の規定に違反して債権を譲渡したとき。

二 引き渡した成果物に契約不適合がある場合において、その不適合により契約の目的を達成することができないとき。

三 受注者がこの契約の債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

四 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

五 契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

六 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

七 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に債権を譲渡したとき。

八 第15条の規定によらないで、この契約の解除を申し出たとき。

九 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時業務の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

二 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

十 第17条の2第1項各号の規定のいずれかに該当したとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第14条 第12条又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の解除権）

第15条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第16条 前条に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前条の規定による契約の解除をすることができない。

（発注者の損害賠償請求等）

第17条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができるものとする。

一 履行期間内に業務を完了することができないとき。

二 成果物に契約不適合があるとき。

三 第12条又は第13条の規定により業務の完了後にこの契約が解除されたとき。

四 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、契約単価に予定数量を乗じた額（この契約締結後、契約単価又は予定数量の変更があった場合には、変更日以後の期間については変更後の契約単価又は予定数量をいう。次条において同じ。）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 第12条又は第13条の規定により、業務の完了前にこの契約が解除されたとき。

二 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となつたとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合みなす。

一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

- 二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - 三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
 - 4 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、遅延日数に応じ、同項の注文書に基づく請負代金に対し、年（365日当たり）3パーセントの割合で計算した金額を請求することができるものとする。
 - （談合等不正行為があった場合の違約金等）
- 第17条の2 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約単価に予定数量を乗じた額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定期間に内に支払わなければならない。
- 一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
 - 二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをしていい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - 三 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - 四 この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(受注者の損害賠償請求等)

第18条 発注者の責めに帰すべき理由により第9条第2項の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年（365日当たり）2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(契約不適合責任期間等)

第19条 発注者は、引き渡された成果物に関し、第8条第4項の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から1年以内に契約不適合である旨を受注者に通知しなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

- 2 前項において受注者が負うべき責任は、第8条第2項の規定による検査に合格したことでもって免れるものではない。
- 3 発注者は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等をすることができない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知り、又は重大な過失によって知らなかつたときは、この限りでない。

(賠償金等の徴収)

第20条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金、違約金その他の金銭債務を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から契約金額支払いの日まで年（365日当たり）3パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

- 2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年（365日当たり）3パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(適用法令)

第21条 この契約は日本法に準拠し、これに従い解釈されるものとする。この契約により、又はこの契約に関連して発生した債権債務については、この契約に定めるもの以外は、民法の規定を適用するものとする。

(管轄裁判所)

第22条 この契約及びこの契約に関連して発注者と受注者との間において締結された契約、覚書等について、発注者と受注者との間に紛争を生じたときは、頭書の発注者の住所を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(契約外の事項)

第23条 この契約に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

別紙 単価表

別添 仕様書

別紙 1 (発注予定数量及び発注時期)

別紙 2-1 (看板製作図)

別紙 2-2 (看板等に要する費用及び業務内容に関する注釈)

別紙 2-3 (デザインレギュレーション)

別紙 3 (業務指示書)

別紙 4 (UR賃貸住宅東京東エリア団地一覧)

別紙 5 (業務完了報告書)

別紙 6 (点検業務完了報告書(一覧))

別紙 7 (点検業務完了報告書(報告事項))

別紙 8 (マスターリスト)

別紙 9 (看板等一覧表)

単価表

(件名)令和8年度東京東エリアにおける団地内看板意匠変更及び点検等業務(賃貸住宅募集に係る広告宣伝等業務)

分類	項目番		内 容 (単位:mm)	単価	単位
	大項目番	小項目番			
看板等製作及び設置施工	1	1	木枠組み看板製作費(W900×H600)		基
	2	1	スチール枠組み看板製作費(W400×H600)		基
		2	スチール枠組み看板製作費(W600×H450)		基
		3	スチール枠組み看板製作費(W600×H900)		基
	3	1	アルミ複合板面製作費(W400×H600)(W600×H400)		枚
		2	アルミ複合板面製作費(W550×H250)		枚
		2	アルミ複合板面製作費(W600×H450)		枚
		3	アルミ複合板面製作費(W600×H900)(W900×H600)		枚
		4	アルミ複合板面製作費(W1800×H900)		枚
		5	アルミ複合板面製作費(W2000×H1000)		枚
		6	アルミ複合板面製作費(W2400×H1200)		枚
		7	アルミ複合板面製作費(W3600×H1800)		枚
	4		インクジェットシート出力製作費(m ²)		m ²
	5		コンフォーマブルシート出力製作費(m ²)		m ²
	6	1	横断幕・懸垂幕製作費(ターポリン)		m ²
		2	横断幕・懸垂幕製作費(メッシュターポリン)		m ²
	7		スタンド看板製作費(移動型)		基
	8		スタンド看板製作費(据置型)		基
	9		スタンド看板面製作費(据置型)		枚
撤去材・処解分体	10	1	アルミ複合板面撤去費(W1800×H900以下のサイズを想定)		基
		2	アルミ複合板面撤去費(W1800×H900を超えるサイズを想定)		基
	11	1	ステンレス製看板解体処分費(W900×H600想定)		基
		2	スチール製看板解体処分費(W1800×H900以下のサイズを想定)		基
		3	スチール製看板解体処分費(W1800×H900を超えるサイズを想定)		基
	12		スタンド看板(移動型)撤去・解体・廃材処分費(W600×H900想定)		基
	13		スタンド看板(据置型)撤去・解体・廃材処分費(W400×H850想定)		基
	14		横断幕・懸垂幕撤去・解体・廃材処分費		m ²
〔必要参考単価〕諸経費	15		現地調査費		人工
	16		梱包・運搬費		台
	17		取付設置施工人件費		人工
	18		取付設置用雑材諸経費(W1800×H900想定)		基
	19		撤去・解体・処分等人件費		人工
	20	1	看板、横断幕・懸垂幕等の報告書作成費		基
		2	看板、横断幕・懸垂幕等のデータ更新管理費		団地
維持管理費	21		随時点検業務費		団地
	22	1	屋外広告物申請費(新規申請)		基
		2	屋外広告物申請費(更新申請)		基
	23		定期安全点検費		団地
	24		鉄部塗装費		基
	25		コーナーガード設置費		個

7 提出書類一覧

提出書類一覧

法人等名称：_____

- 下表は、本調達の入札に際し必要となる書類一覧です。書類提出前にこの一覧表により提出書類の漏れがないか確認ください。
- この提出書類一覧表は法人等の名称のみを記載し、書類提出時に併せて御提出ください。
- 「機構使用欄」には何も記載しないでください。

項目番号	書類名称 (使用する様式)	提出部数	提出期限	備考	機構使用欄
1	競争参加資格確認申請書 (様式8)	1部			
2	A 同等品申請書 B 同等品申請明細表	各1部	令和8年 2月10日 (火)	仕様書別紙2-2の大項7、8に記載する基準品と同等以上の物品により入札参加する場合。	
3	電子契約方式確認書	1部		別紙 電子契約方式確認書を使用すること。※電子契約を希望しない場合も提出すること。	
4	入札書・入札額内訳書 (様式5)	各1部		入札書に入札額内訳書を封筒見本のとおり記載した封筒に同封すること。	
5	委任状(様式4)	各1部	令和8年 3月9日(月)	代理人が入札する場合、委任状を提出すること。	
6	使用印鑑届及び印鑑証明書 (原本:提出時点で発行から3か月以内のもの) (様式3)	各1部		入札書へ押印する場合、使用印鑑届または年間委任状を未提出の場合は、提出すること。 ※未提出の場合は、印影の確認ができないため無効札となりますのでご注意ください。	

【提出書類作成における注意事項】

- 入札説明書等に所定の様式を添付している場合は、所定の様式を使用すること。所定の様式をパソコン等で改めて作成する場合は、様式に記載してある字句等について、省略・変更等しないこと。
- 項目番1については、令和7・8年度物品購入等一般競争参加資格審査申請書(以下「審査申請書」という。)を提出済みであり、必要な資格を有すると認められることを条件に入札書等関係書類を提出する場合は、当該申請書を機構に提出した際に機構が申請者に交付する

受付票の写しを添付するものとする。

8 競争参加資格確認申請書

競争参加資格確認申請書

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部

本部長 井添 清治 殿

申請者

住 所

会社名

代表者氏名

担当者氏名

所属部署名

電話番号

令和8年1月27日付けで掲示のありました「令和8年度東京東エリアにおける団地内看板意匠変更及び点検等業務（賃貸住宅募集に係る広告宣伝等業務）」に係る競争参加資格について確認されたく、申請します。

なお、独立行政法人都市再生機構会計実施細則第331条及び第332条の規定に該当する者ではないこと及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

【本競争に必要な「役務提供」の登録状況（申請日時点）】

以下、該当箇所の□をチェック及び記載のとおり

申請中⇒新規又は更新

業種又は地区追加（該当する場合、登録番号を記載）

済⇒有資格者名簿等の該当部分を提出又は登録番号を記載

※申請中の場合は、メール申請の場合は「申請時メール文出力」を、紙申請の場合は「受理票」の写しを添付すること

登録番号							
------	--	--	--	--	--	--	--

A 同等品申請書

令和 年 月 日

同等品申請書

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部

本部長 井添 清治 殿

住所

会社名

代表者氏名

担当者所属

担当者氏名

担当者電話番号

件名「令和8年度東京東エリアにおける団地内看板意匠変更及び点検等業務（賃貸住宅募集に係る広告宣伝等業務）」において仕様書別紙2－2記載の物品と同等または同等品以上の物品として、別紙「同等品申請明細表」記載の物品をもって応札したく申請いたします。

以 上

B 同等品申請明細表

同等品申請明細表

基準品

提案する物品

メーカー

製品名

品番

規格・仕様

写真またはカタログ（カラー）貼付面 ※別添も可とする。

仕 様 書

1 件名

令和8年度東京東エリアにおける団地内看板意匠変更及び点検等業務（賃貸住宅募集に係る広告宣伝等業務）

2 履行期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

3 目的

- (1) U R賃貸住宅の認知度向上、ブランディングの強化に向けて団地内看板の意匠統一を図る
- (2) 安全のための適切かつ迅速な対応が可能な体制を敷くことで団地内看板の維持管理に努める

4 業務内容

主な業務は以下のとおり。

- (1) 団地内看板の意匠変更業務
- (2) 団地内看板の製作業務
- (3) 団地内看板の撤去・補修・設置業務
- (4) 団地内看板のマスターデータ更新・管理業務
- (5) 団地内看板の屋外広告物申請業務
- (6) 団地内看板の定期・随時安全点検業務

5 看板設置等予定数量

契約締結日の翌日から令和9年3月31日までの間に発注を予定する数量及び時期は、別紙1に記載のとおり。発注予定数量及び時期はあくまでも目安であり、発注を確約するものではない。

6 仕様

仕様図（別紙2-1）及び看板等に要する費用の注釈、補足（別紙2-2）のとおり。板面デザインはレギュレーション（別紙2-3）に従って提案することとする。

7 発注手続

- (1) 発注者は東日本賃貸住宅本部東京東エリア経営部営業課とする。
- (2) 発注は別紙様式3による依頼に基づき、発注者から行う。

8 納期

- (1) 発注者の指示により、意匠変更、設置納品及び点検等を実施することとする。
- (2) 製作及び設置施工業務に係る発注日から完了日までの一般的な期間は、概ね2週間から1ヶ月を目安とするが、発注量や業務内容により、発注者と都度協議の上、決定する。定期点検業務は、履行開始後速やかに発注する予定で、点検期間は概ね1ヶ月とするが、詳細は別途協議の上、決定する。
- (3) 緊急時（台風等の天災や看板事故、その他発注者が必要と認めたとき）等の隨時点検業務は、受注者がその事象を認知してから原則24時間以内に現場の保全確認及び緊急措置を実施することとする。ただし、その対応が困難な場合には発注者と協議の上、可及的速やかに対応することとする。また、24時間以内の現場の保全確認及び緊急措置に備え、7（1）に定める発注者と緊急連絡先を共有することとする。

9 納品及び報告

納品場所は東京東エリア所掌団地（別紙4「UR賃貸住宅東京東エリア団地一覧」参照）とし、業務完了後は別紙様式5、6、7及び8について紙面及びデータのうち発注者が指定するいずれか一方又は両方により発注者に報告し、点検確認を受けること。

10 請求書等

- (1) 請求書は、当該1か月分の受注分を取りまとめ、翌月10日までに発注者に直接提出すること。
- (2) 業務が完了した月には、実施ごとの件数及び工事金額を取りまとめた「看板等一覧表」（別紙様式9）を作成し、請求書提出先に請求書と併せて提出すること。

11 その他

4（1）から（6）に掲げる業務及び9に掲げる納品及び報告については、7（1）に定める部署の事務所において、発注者と対面で協議を実施する場合がある。

この仕様書の定めのない事項又は疑義が生じた事項については、発注者と受注者とが協議の上で定めるものとする。

以 上

発注予定数量及び発注時期

(件名)令和8年度東京東エリアにおける団地内看板意匠変更及び点検等業務(賃貸住宅募集に係る広告宣伝等業務)

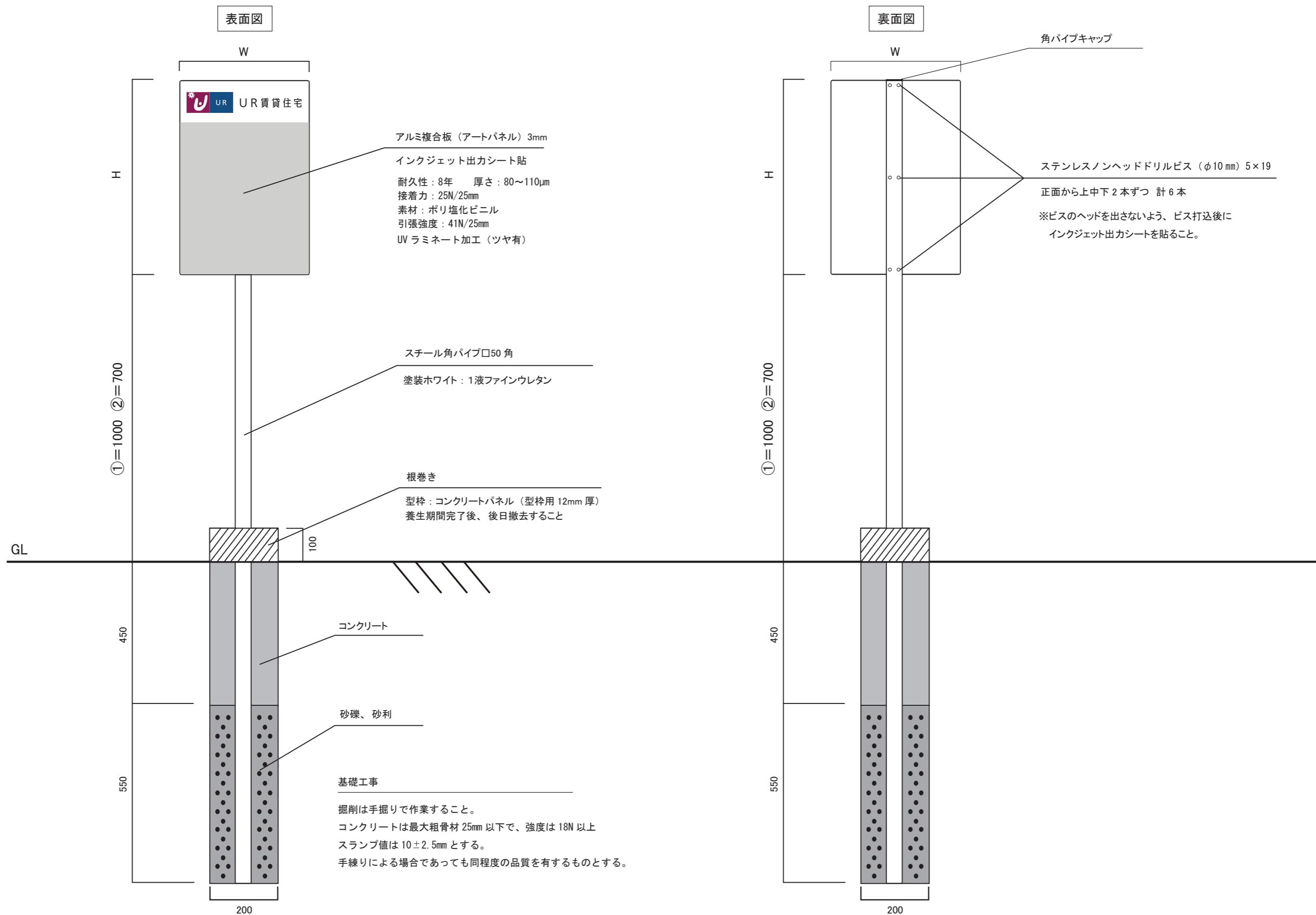
分類	項目番		内 容 (単位:mm)	予定数量	発注予定時期
	大項目番	小項目番			
看板等製作及び設置施工	1	1	木枠組み看板製作費(W900×H600)	1 基	令和8年4月～令和9年3月
	2	1	スチール枠組み看板製作費(W400×H600)	1 基	令和8年4月～令和9年3月
		2	スチール枠組み看板製作費(W600×H450)	1 基	令和8年4月～令和9年3月
		3	スチール枠組み看板製作費(W600×H900)	1 基	令和8年4月～令和9年3月
	3	1	アルミ複合板面製作費(W400×H600)(W600×H400)	1 枚	令和8年4月～令和9年3月
		2	アルミ複合板面製作費(W550×H250)	1 枚	令和8年4月～令和9年3月
		2	アルミ複合板面製作費(W600×H450)	1 枚	令和8年4月～令和9年3月
		3	アルミ複合板面製作費(W600×H900)(W900×H600)	1 枚	令和8年4月～令和9年3月
		4	アルミ複合板面製作費(W1800×H900)	1 枚	令和8年4月～令和9年3月
		5	アルミ複合板面製作費(W2000×H1000)	1 枚	令和8年4月～令和9年3月
		6	アルミ複合板面製作費(W2400×H1200)	1 枚	令和8年4月～令和9年3月
		7	アルミ複合板面製作費(W3600×H1800)	1 枚	令和8年4月～令和9年3月
	4		インクジェットシート出力製作費(m ²)	2.88 m ²	令和8年4月～令和9年3月
	5		コンフォーマブルシート出力製作費(m ²)	1 m ²	令和8年4月～令和9年3月
	6	1	横断幕・懸垂幕製作費(ターポリン)	1 m ²	令和8年4月～令和9年3月
		2	横断幕・懸垂幕製作費(メッシュターポリン)	1 m ²	令和8年4月～令和9年3月
	7		スタンド看板製作費(移動型)	1 基	令和8年4月～令和9年3月
	8		スタンド看板製作費(据置型)	1 基	令和8年4月～令和9年3月
	9		スタンド看板板面製作費(据置型)	1 枚	令和8年4月～令和9年3月
撤去材・処分解体	10	1	アルミ複合板面撤去費(W1800×H900以下のサイズを想定)	1 基	令和8年4月～令和9年3月
		2	アルミ複合板面撤去費(W1800×H900を超えるサイズを想定)	1 基	令和8年4月～令和9年3月
	11	1	ステンレス製看板解体処分費(W900×H600想定)	1 基	令和8年4月～令和9年3月
		2	スチール製看板解体処分費(W1800×H900以下のサイズを想定)	1 基	令和8年4月～令和9年3月
		3	スチール製看板解体処分費(W1800×H900を超えるサイズを想定)	1 基	令和8年4月～令和9年3月
	12		スタンド看板(移動型)撤去・解体・廃材処分費(W600×H900想定)	1 基	令和8年4月～令和9年3月
	13		スタンド看板(据置型)撤去・解体・廃材処分費(W400×H850想定)	1 基	令和8年4月～令和9年3月
	14		横断幕・懸垂幕撤去・解体・廃材処分費	1 m ²	令和8年4月～令和9年3月
参考単価(必要諸経費)	15		現地調査費	1 人工	令和8年4月～令和9年3月
	16		梱包・運搬費	7 台	令和8年4月～令和9年3月
	17		取付設置施工人件費	14 人工	令和8年4月～令和9年3月
	18		取付設置用雑材諸経費(W1800×H900想定)	1 基	令和8年4月～令和9年3月
	19		撤去・解体・処分等人件費	1 人工	令和8年4月～令和9年3月
	20	1	看板、横断幕・懸垂幕等の報告書作成費	21 基	令和8年4月～令和9年3月
		2	看板、横断幕・懸垂幕等のデータ更新管理費	17 団地	令和8年4月～令和9年3月
維持管理費	21		随時点検業務費	1 団地	令和8年4月～令和9年3月
	22	1	屋外広告物申請費(新規申請)	1 基	令和8年4月～令和9年3月
		2	屋外広告物申請費(更新申請)	1 基	令和8年4月～令和9年3月
	23		定期安全点検費	56 団地	令和8年4月～令和9年3月
	24		鉄部塗装費	21 基	令和8年4月～令和9年3月
	25		コーナーガード設置費	10 個	令和8年4月～令和9年3月

看板製作図

板面寸法 ①w400×h600 ②w600×h900

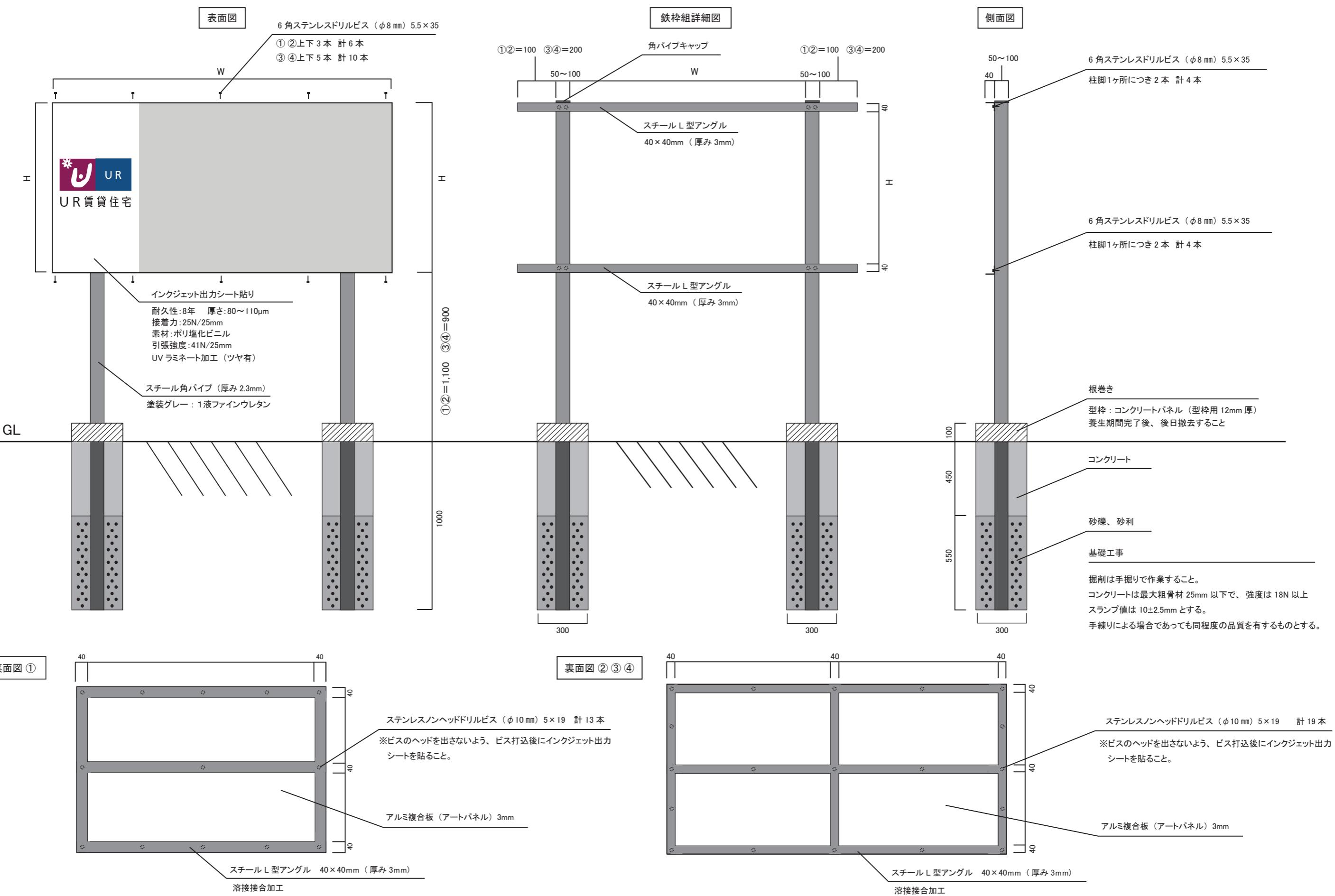
仕様：板面／アルミ複合板（3t） 意匠面／インクジェット出力シート貼（UVラミネート加工） 柱脚／□50 鉄骨脚（白塗装） 基礎／コンクリート（根巻き）

※看板デザインはサインアプリケーションマニュアルによる。



看板製作図

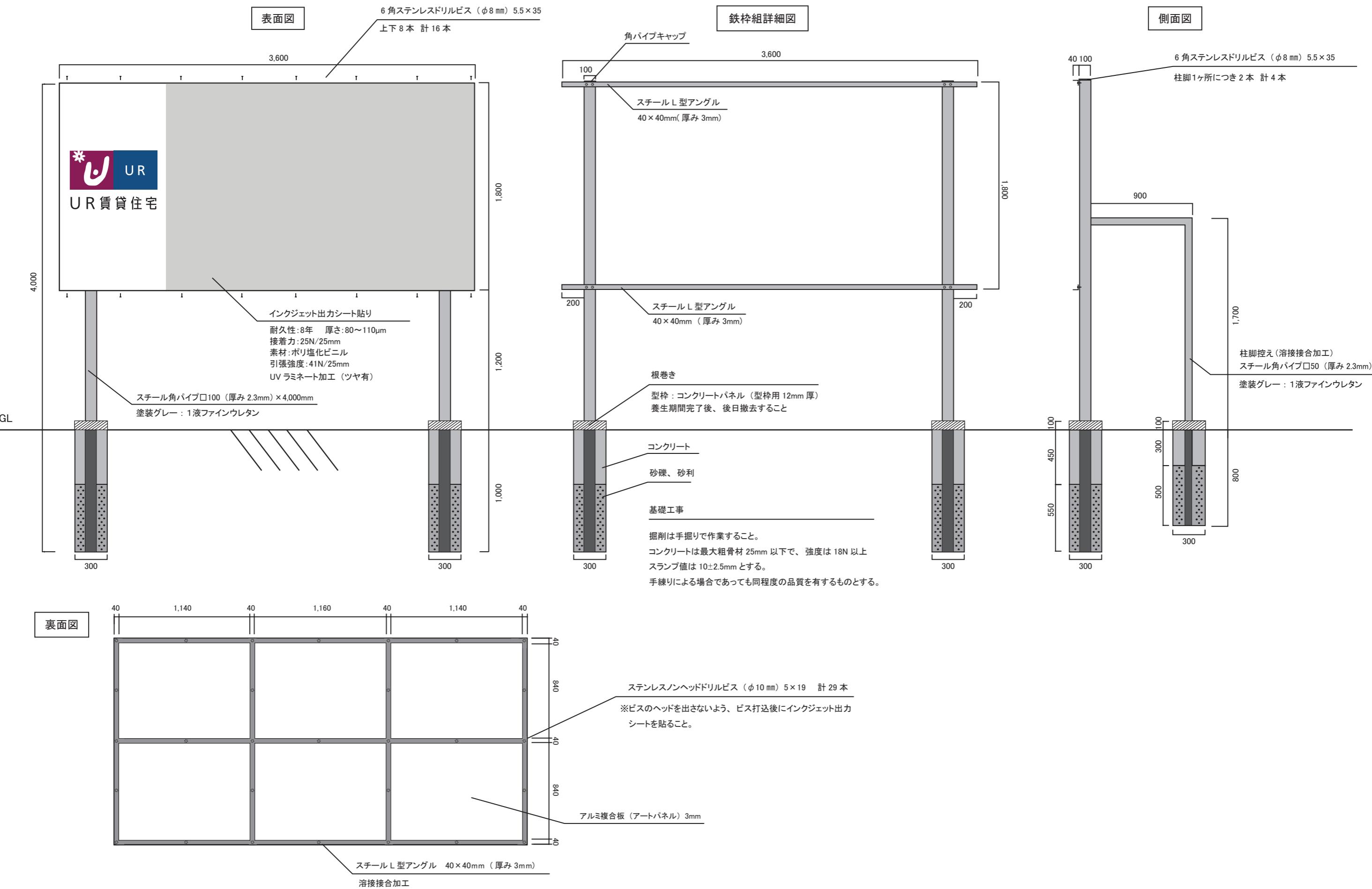
板面寸法 ①w600×h450 ②w900×h600 ③w1,800×h900 ④w2,400×h1,200
 仕様：本体／L型アングル枠（溶接接合） 板面／アルミ複合板（3t） 意匠面／インクジェット出力シート貼（UV ラミネート加工） 柱脚／①② □50 鉄骨脚（グレー塗装）③ □75 鉄骨脚（グレー塗装）
 ④□100 鉄骨脚（グレー塗装） 基礎／コンクリート（根巻き） ※看板デザインはサインアプリケーションマニュアルによる。



看板製作図

板面寸法 w3,600 × h1,800

仕様：本体／L型アングル枠（溶接接合） 板面／アルミ複合板（3t） 意匠面／インクジェット出力シート貼（UVラミネート加工） 柱脚／□100 鉄骨脚（グレー塗装） □50 鉄骨脚控え（グレー塗装）
基礎／コンクリート（根巻き）※看板デザインはサインアプリケーションマニュアルによる。



看板製作図 (SUS.HL)

板面寸法 ①w900×h600 ②w1,800×h900

仕様：本体／SUS.HL 角パイプ組

板面／アルミ複合板 (3t)

意匠面／インクジェット出力シート貼 (UV ラミネート加工)

柱脚／□50mm SUS.HL 角パイプ

基礎／コンクリート (根巻き)

※看板デザインはサンアプリケーションマニュアルによる。

ステンレスノンヘッドドリルビス (φ10 mm) 5×35 各面押え 1カ所

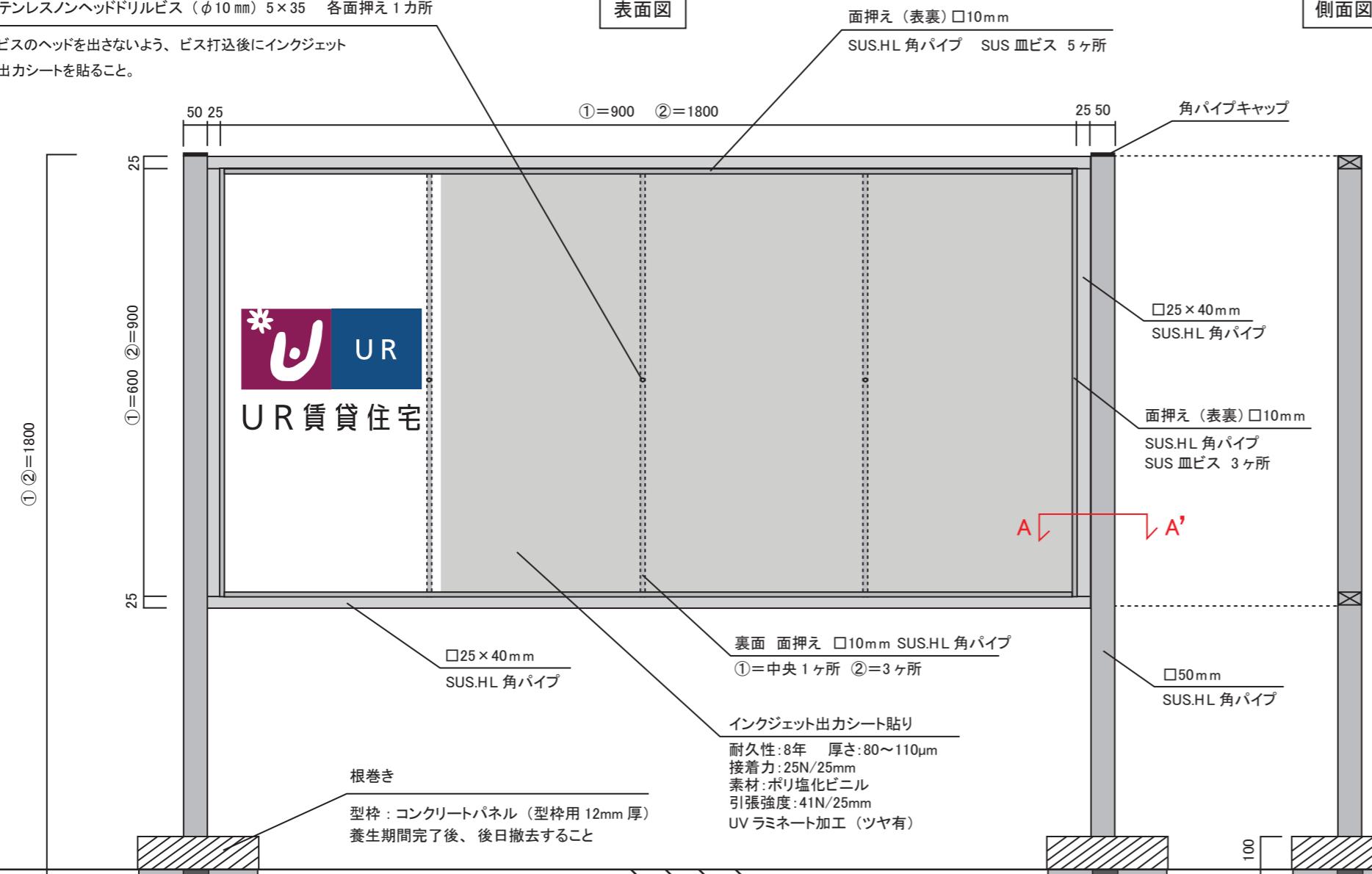
※ビスのヘッドを出さないよう、ビス打込後にインクジェット
出力シートを貼ること。

表面図

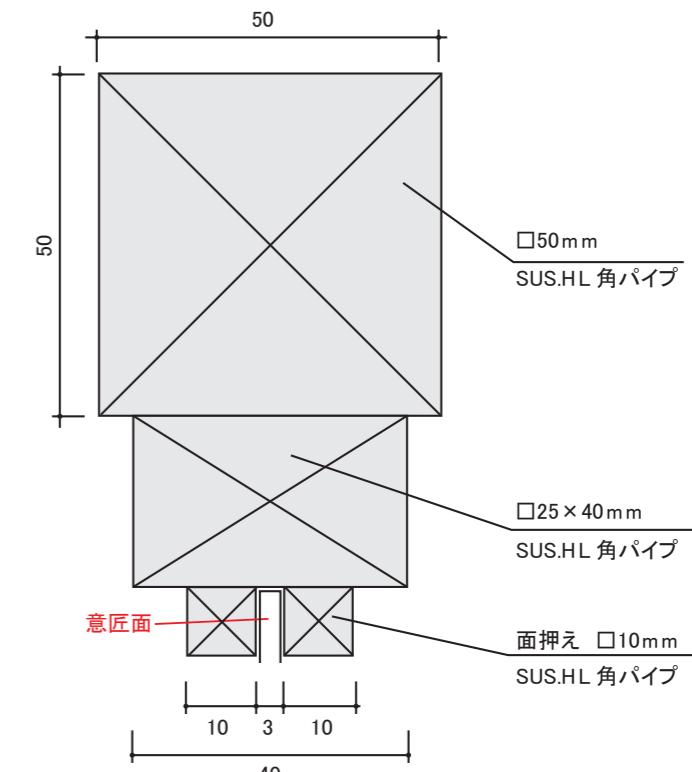
面押え (表裏) □10mm

SUS.HL 角パイプ SUS 皿ビス 5ヶ所

側面図



A-A' 断面詳細図



看板製作図 (木製)

板面寸法 ①w900 × h600 ②w1,800 × h900

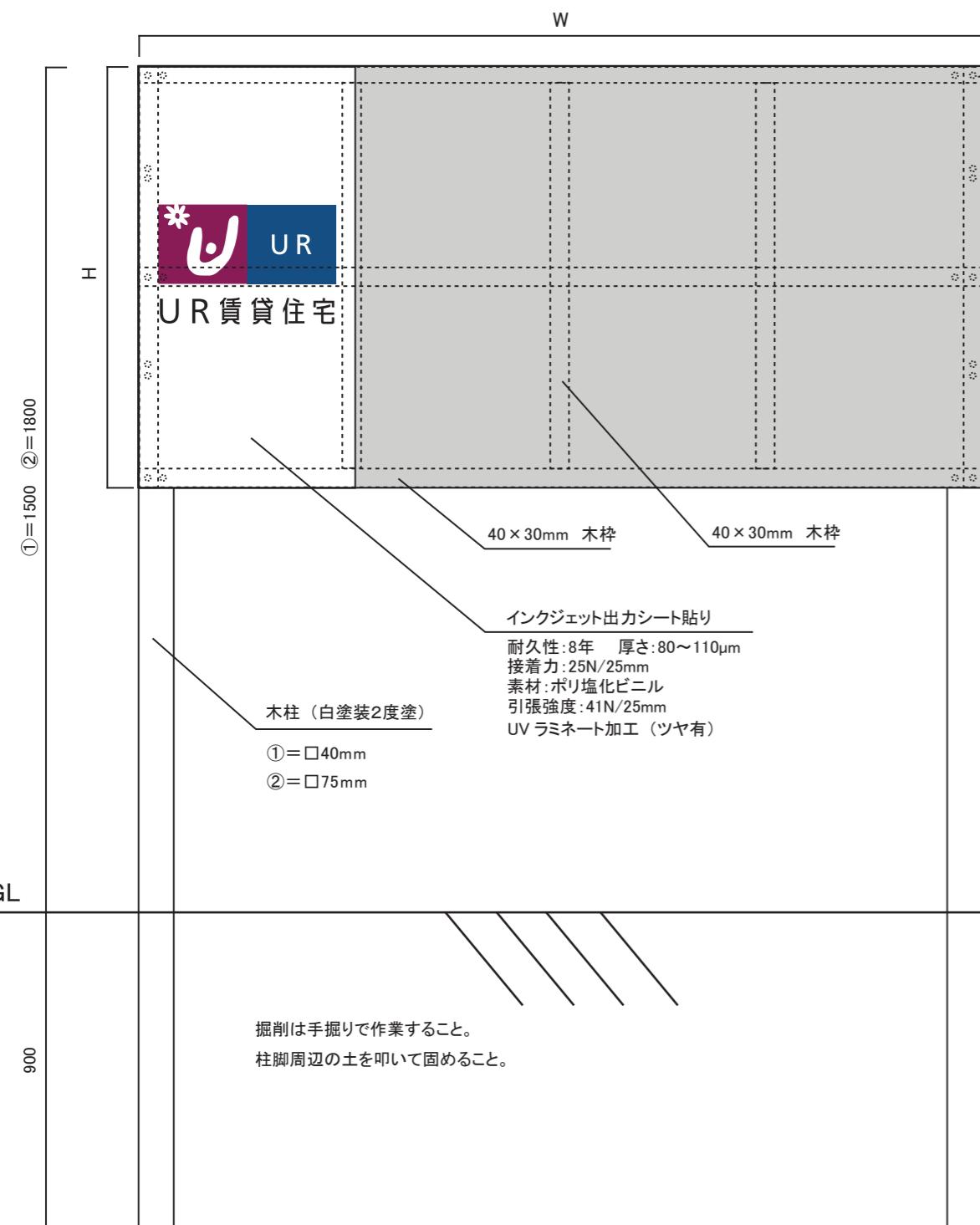
仕様：本体／40×30mm 木枠組（白塗装2度塗） 板面／アルミ複合板（3t） 意匠面／インクジェット出力シート貼（UVラミネート加工） 柱脚／① □40 木柱（白塗装2度塗） ② □75 木柱（白塗装2度塗）

※看板デザインはサインアプリケーションマニュアルによる。※使用する木材は全て白塗装（2度塗）とする

②=裏面図

表面図

側面図

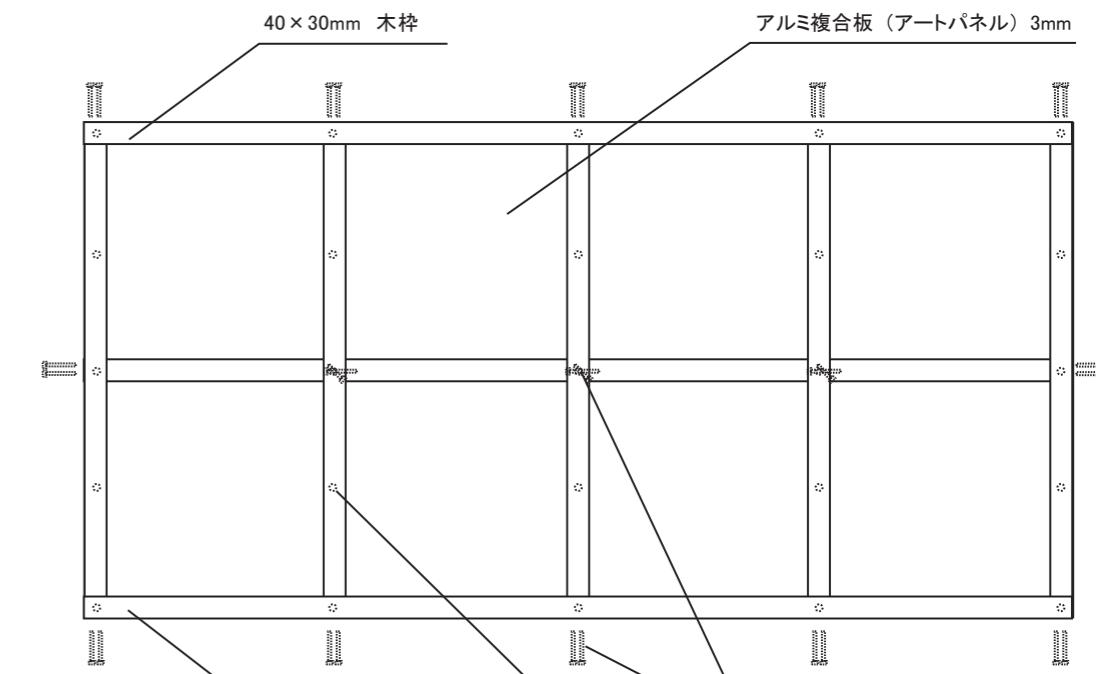


板面と柱脚のビス留め

コーススレッド
①=4.8×75 計 20 本
②=5.5×90 計 20 本

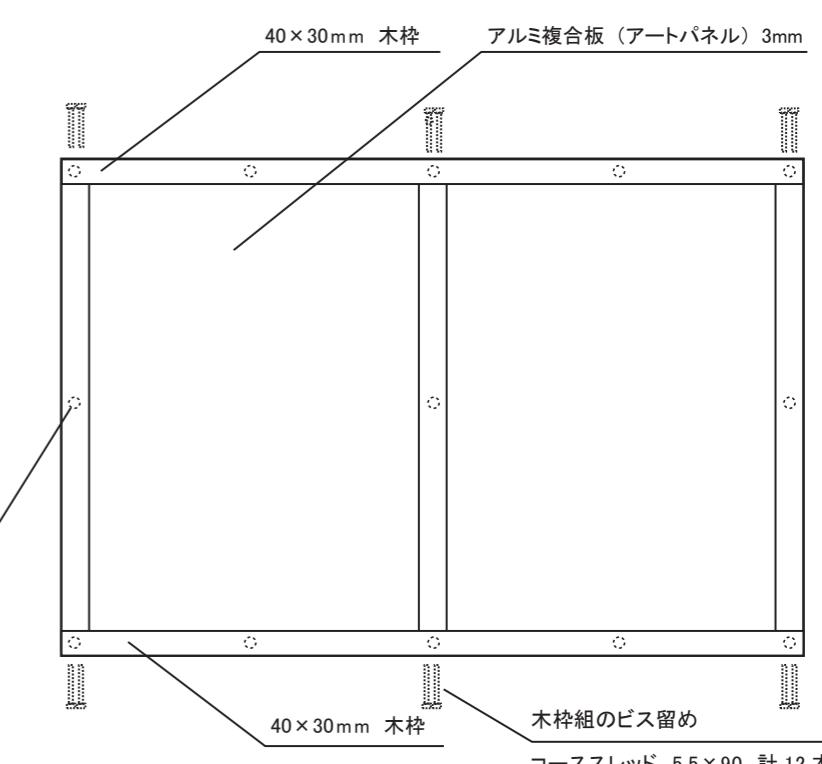
※ビスのヘッドを出さないよう、ビス打込後にインクジェット出力シートを貼ること。

40×30mm 拡え木柱



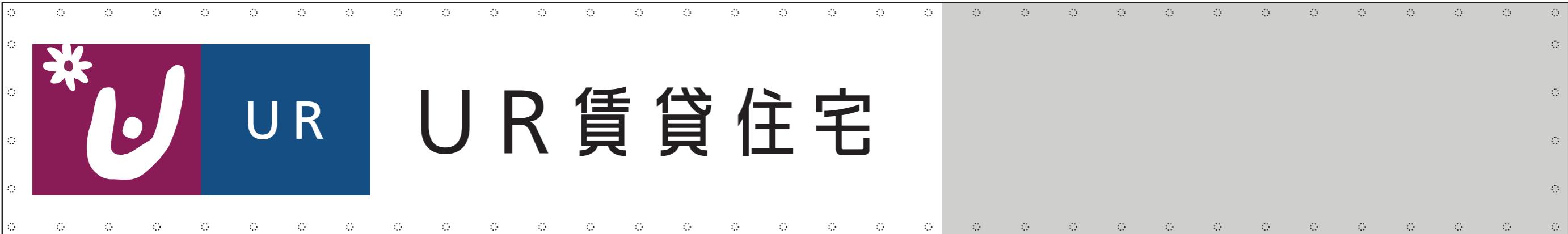
①=裏面図

アルミ複合板と木枠組のビス留め
コーススレッド 3.2×38 計 13 本



横断幕 -A

仕様 : ターポリン横断幕（防炎） 寸法／w6000×h900mm 素材／ポリエステル
出力方式／インクジェット出力（UV加工） ハトメ／20cm ピッチ 取付用ロープ付
※横断幕デザインはサインアプリケーションマニュアルによる。



横断幕 -B

仕様 : メッシュターポリン横断幕（防炎） 寸法／w6000×h900mm 素材／ポリエステル
出力方式／インクジェット出力（UV加工） ハトメ／20cm ピッチ 取付用ロープ付
※横断幕デザインはサインアプリケーションマニュアルによる。



懸垂幕 -A

仕様 : ターポリン横断幕（防炎）
寸法 / w900×h6500mm
素材 / ポリエステル
出力方式 / インクジェット出力（UV加工）
ハトメ / 20cm ピッチ
取付用ロープ付

※懸垂幕デザインはサインアプリケーション
マニュアルによる。



懸垂幕 -B

仕様 : メッシュターポリン横断幕（防炎）
寸法 / w900×h6500mm
素材 / ポリエステル
出力方式 / インクジェット出力（UV加工）
ハトメ / 20cm ピッチ
取付用ロープ付

※懸垂幕デザインはサインアプリケーション
マニュアルによる。



分類	大項目番	内容	注釈
製作及び 設置施工	1	木枠組み看板製作費	<p>◆木枠組み看板の製作、設置に係る費用</p> <p>製作費は、板面サイズ毎、1基単価で換算し、意匠面の文字等の変更に係るデザイン費については、当該製作費に含むものとする。</p> <p>製作費は、下記3、4の板面製作費及び15～18、20の必要諸経費を含めて算出すること。</p> <p>製作については、サイズを問わず、アルミ複合板使用でインクジェットシート出力貼とする。</p> <p>他の詳細は看板仕様書に記載の施工例を参照すること。</p> <p>両面看板製作の指示があった場合は、下記3及び4の製作費を追加すること。</p>
	2	スチール枠組み看板製作費	<p>◆スチール枠組み看板の製作、設置に係る費用</p> <p>製作費は、板面サイズ毎、1基単価で換算し、意匠面の文字等の変更に係るデザイン費については、当該製作費に含むものとする。</p> <p>製作費は、下記3、4の板面製作費及び15～18、20の必要諸経費を含めて算出すること。</p> <p>製作については、サイズを問わず、アルミ複合板使用でインクジェットシート出力貼とすること。</p> <p>他の詳細は看板仕様書に記載の施工例を参照すること。</p> <p>両面看板製作の指示があった場合は、下記3及び4の製作費を追加すること。</p>
	3	アルミ複合板面製作費	<p>◆アルミ複合板面を製作、各枠への設置に係る費用</p> <p>製作費は、板面サイズ毎、1枚単価で換算し、意匠面の文字等の変更に係るデザイン費については、当該製作費に含むものとする。</p> <p>製作費は、下記15～18、20の必要諸経費を含めず、別途支払うこととする。</p> <p>他の詳細は看板仕様書に記載の施工例を参照すること。</p> <p>スタンド看板（移動型）の板面については、この単価を利用する。</p>
	4	インクジェットシート出力製作費 (カッティングシート含む)	<p>◆看板のデザインデータの文字修正、出力製作、アルミ複合板等への貼付に係る費用</p> <p>製作費は、m²単価で換算すること。</p> <p>製作費は、下記15～18、20の必要諸経費を含めず、別途支払うこととする。</p> <p>仕様内で記載の塩ビメディア（中長期用光沢塩ビシート／UVカット・ラミネート加工）を使用すること。</p> <p>インクジェットシート表面については、ラミネート加工、UV加工をすること。</p> <p>意匠面の文字等の変更に係るデザイン費については、当該出力製作費に含むものとする。</p> <p>文字修正及びリサイズが主作業となる予定であり、新規意匠デザイン製作費は含まない。</p>
	5	コンフォーマブルシート出力製作費	<p>◆看板のデザインデータの文字修正、出力製作、タイル面等への貼付に係る費用</p> <p>製作費は、m²単価で換算すること。</p> <p>製作費は、下記15～18、20の必要諸経費を含めず、別途支払うこととする。</p> <p>コンフォーマブルシート表面については、ラミネート加工をすること。</p> <p>意匠面の文字等の変更に係るデザイン費については、当該出力製作費に含むものとする。</p> <p>文字修正及びリサイズが主作業となる予定であり、新規意匠デザイン製作費は含まない。</p>
	6	横断幕・懸垂幕製作費	<p>◆横断幕・懸垂幕のデザインデータの文字修正、出力製作、取付に係る費用</p> <p>製作費は、m²単価で換算すること。</p> <p>※ハトメ・補強ロープ等は、m²単価で換算</p> <p>製作費は、下記15～18、20の必要諸経費を含めず、別途支払うこととする。</p> <p>製作については、看板仕様書に記載の施工例を参照すること。</p> <p>意匠面の文字等の変更に係るデザイン費については、当該製作費に含むものとする。</p> <p>文字修正及びリサイズが主作業となる予定であり、新規意匠デザイン製作費は含まない。</p>
	7	スタンド看板製作費（移動型）	<p>◆スタンド看板（移動型）の製作、設置に係る費用</p> <p>製作費は、板面サイズ毎、1基単価で換算すること。</p> <p>製作費は、スタンド看板本体の購入費、上記4の板面製作費及び15～18、20の必要諸経費を含めて算出すること。</p> <p>製作については、インクジェットシート出力貼とし、看板1基あたり水ウェイト1個を含むものとする。</p> <p>他の詳細は下記の仕様・規格等を参照とし、板面デザインはデザインレギュレーション（別紙2-3）を参照すること。</p> <p>【スタンド看板の仕様・規格】</p> <p>スタンド看板「FIRST AL-609」、または「FIRST AL-609」の同等品とする。</p> <p>同等品については事前にUR都市機構に申請を行い、UR都市機構が認めたものとする。</p> <p>【水ウェイトの仕様・規格】</p> <p>水ウェイト「FIRST サインウェイト」、または「FIRST サインウェイト」の同等品とする。</p> <p>水ウェイトをスタンド看板に設置した際に、看板正面から見て水ウェイトが読み出さないサイズとする。</p> <p>同等品については事前にUR都市機構に申請を行い、UR都市機構が認めたものとする。</p>
	8	スタンド看板製作費（据置型）	<p>◆スタンド看板（据置型）の製作、設置に係る費用</p> <p>製作費は、板面サイズ毎、1基単価で換算すること。</p> <p>製作費は、スタンド看板本体の購入費、上記4の板面製作費及び15～18、20の必要諸経費を含めて算出すること。</p> <p>製作については、インクジェットシート出力貼とする。</p> <p>他の詳細は下記の仕様・規格等を参照とし、板面デザインはデザインレギュレーション（別紙2-3）を参照すること。</p> <p>【スタンド看板の仕様・規格等】</p> <p>スタンド看板「FIRST PF-946」、または「FIRST PF-946」の同等品とする。</p> <p>アクリル板については8mmの湾曲面とし、板面を変更の際に、本体を交換せずにアクリル板及びアクリル板に付属する品のみ交換して、板面変更ができるものとする。</p> <p>水ウェイトがなくても看板を固定できるステンレス脚を2本有するものとする。</p> <p>同等品については事前にUR都市機構に申請を行い、UR都市機構が認めたものとする。</p>
	9	スタンド看板板面製作費 (据置型)	<p>◆スタンド看板（据置型）の板面（アクリル）の製作、各枠への設置に係る費用</p> <p>製作費は、1基単価（FIRST PF-946のアクリル8mm マットクリアの購入を含む。意匠面サイズW450×H850の看板を想定）で換算すること。</p> <p>製作費は、下記15～18、20の必要諸経費を含めず、別途支払うこととする。</p>
	10	アルミ複合板面処分費	<p>◆アルミ複合板面をの撤去に係る費用</p> <p>看板意匠面処分については、意匠面のアルミ複合板を解体し、粉碎処分すること。</p> <p>最大サイズは、3640×1820。</p>
	11	スチール及びステンレス枠組み看板 撤去・解体・廃材処分費	<p>◆スチール及びステンレス枠組み看板の撤去、解体及び廃材処分に係る費用</p> <p>撤去・解体・廃材処分費は、1基単位で換算すること。スチール枠組み看板の最大サイズは、3640×1820。</p> <p>撤去・解体・廃材処分費は、下記15、16、19、20の必要諸経費を含めて算出すること。</p> <p>看板意匠面処分については、意匠面のアルミ複合板を解体し、粉碎処分すること。</p> <p>基礎コンクリート等の地中埋設物の掘り起し、埋戻し費用等も含むものとする。</p>
	12	スタンド看板（移動型） 撤去・解体・廃材処分費	<p>◆スタンド看板（移動型）の撤去、解体及び廃材処分に係る費用</p> <p>撤去・解体・廃材処分費は、1基単位（板面サイズW662×H984の看板を想定）で換算すること。</p> <p>撤去・解体・廃材処分費は、下記15、16、19、20の必要諸経費を含めて算出すること。</p>
	13	スタンド看板（据置型） 撤去・解体・廃材処分費	<p>◆スタンド看板（据置型）の撤去、解体及び廃材処分に係る費用</p> <p>撤去・解体・廃材処分費は、1基単位（板面サイズW450×H940の看板を想定）で換算すること。</p> <p>撤去・解体・廃材処分費は、下記15、16、19、20の必要諸経費を含めて算出すること。</p> <p>看板意匠面処分については、意匠面のアクリル・ステンレス板を解体し、粉碎処分すること。</p>
	14	横断幕・懸垂幕 撤去・解体・廃材処分費	<p>◆横断幕・懸垂幕の撤去、解体及び廃材処分に係る費用</p> <p>撤去・解体・廃材処分費は、m²単価で換算すること。※ハトメ・補強ロープ等は、m²単価で換算</p> <p>撤去・解体・廃材処分費は、下記15、16、19、20の必要諸経費を含めて算出すること。</p> <p>看板意匠面処分については、細かく裁断して処分すること。</p>

必要諸経費 (参考単価)	15	現地調査費	◆受注対象物の事前現地調査に係る費用 現地調査は、適宜、発注担当者の確認及び指示に従って行うこと。 人件費は、1.0人/日の単価で換算すること。（単価には、交通費、車両代等諸費用を含む） ※基準：3.5時間まで0.5人、7時間まで1.0人
	16	梱包・運搬費	◆製作物設置及び設置物撤去等のための運搬に係る現場運搬車両代及び諸費用 運搬費は、1.0人/日の単価で換算すること。 ※基準：3.5時間まで0.5台、7時間まで1.0台 ※運送時、現場設置等、傷等の防止梱包も含む
	17	取付設置施工人件費	◆製作物の取付設置施工に係る費用 人件費は、1.0人/日の単価で換算すること。 ※基準：3.5時間まで0.5人、7時間まで1.0人
	18	取付設置用雑材諸経費	◆製作物の取付設置用雑材に係る費用 各種看板 1 基設置分の単価（板面サイズW1800×H900の看板を想定）で換算すること。 ステンレス・スチール枠組み看板の建植看板施工時は、基礎ブロック・砂利・砂・セメント等 1 基施工分として換算すること。 詳細は看板仕様書に記載の施工例を参照すること。
	19	撤去・解体・廃材処分等人件費	◆設置物の撤去・解体に係る費用 人件費は、1.0人/日の単価で換算すること。 ※基準：3.5時間まで0.5人、7時間まで1.0人
	20	看板、横断幕・懸垂幕等の報告書作成費・データ更新管理費	◆納品時の既存データ更新管理・報告に係る費用 報告書作成費は、上記1~14を実施した場合には工事完了の証として、仕様書に定める報告書（別紙5）を作成し、出力紙及びデータ（エクセル・写真）を必ず提出すること。受注看板 1 基あたりのデータ作成に係る人件費を、一基一式の単価で換算すること。 データ更新管理費は、発注者の指示により、契約時に支給するマスターデータ（別紙8）を更新し、データ（エクセル）にて納品すること。受注看板1団地あたりのデータ作成に係る人件費を、一団地一式の単価で換算すること。
維持管理費	21	随時安全点検費	◆緊急時における看板・横断幕・懸垂幕等の点検、初期対応に係る費用 人件費を、1団地一式の単価で換算すること。（単価には、交通費、車両代等諸費用を含む） 緊急時（台風等の天災や看板事故、設置不具合の点検確認必要時）等の随時点検業務は、原則24時間以内に現場の保全確認及び緊急措置の対応をすることとする。 ただし、その対応が困難な場合には、発注者と協議の上、可及的速やかに対応することとする。 原則、夜間作業は発生しない。 なお、緊急措置及び緊急対応等では不十分なものは、別途発注とする。
	22	屋外広告物申請費	◆屋外広告物申請の代行業務に係る費用 上記1~14を行った場合に各自治体の条例に従い、代行申請を行うこと。 新規申請の場合と更新申請の場合の2単価を提示すること。なお、更新申請には看板の意匠変更に伴う変更申請や、看板撤去に伴う除却申請等も含めることとする。 各自治体との事前打合せ、申請書類作成、提出に係る人件費を、1基一式の単価で換算すること。（単価には、交通費、車両代等諸費用を含む） 各自治体に支払う申請料は実費精算とする。
	23	定期安全点検費	◆定期安全点検に係る費用 仕様書に定める団地一覧（別紙4）の団地に設置された団地内看板の安全点検及び報告書作成に係る人件費を、1団地一式の単価で換算すること。（単価には、交通費、車両代等諸費用を含む） 定期点検業務の発注時期は、概ね契約履行開始から1ヶ月以内、点検期間は概ね発注から1ヶ月以内を想定しているが、発注担当者と協議の上、決定するものとする。 点検対象団地は、別途、発注担当者から指示することとする。 点検業務完了の証として、仕様書に定める報告書（別紙7）を提出すること。
	24	鉄部塗装費	◆スチール看板の錆や腐食の進行を防ぐ鉄部塗装に係る費用 定期点検及び上記3、4等の業務実施の際、発注者の指示及び必要応じて鉄部塗装を実施すること。 受注看板 1 基あたりの塗装に係る材料費及び施工費を、1基単価で換算すること。
	25	コーナーガード設置費	◆板面下端出隅2ヶ所（2個）等のコーナーガード設置に係る費用 定期点検及び上記1~4等の業務実施の際、発注者の指示及び必要に応じてコーナーガードを設置すること。 コーナーガードの規格は縦50mm×横50mm×厚さ50mm、クリア素材を想定すること。 コーナーガードの材料費は1個単位で換算すること。

補足事項

イ	各施工等に伴い、仮設及び特別車両等（高所作業車・クレーン車等）及び警備員等が必要となる場合は単価契約発注とはならず、必要な際は、『積算資料』等にて算出し別途見積審査の上発注するものとする。
ロ	各施工に伴う副資材は各形状等により数量に差異が生じるが、それらを想定した上で価格を算定するものとする。また、発注者の指示で資材の再利用等をする場合は、安全性等を考慮の上で対応することとし、上記製作費等経費に反映させることとする。 尚、上記による施工が困難となる場合は、別途見積審査の上発注するものとする。
ハ	本契約以外の特殊サイズ製作、特殊工事、想定外の原状回復工事等については単価契約に伴う工事として別途見積審査の上発注するものとする。単価契約項目に表示している看板サイズについては、場合により若干の差異が生じるケースもあり、どの単価契約項目で発注するかはその都度発注担当者と協議することとする。
ニ	発注者から指示のあった意匠面の修正（団地名、問合せ先等）を行う場合は、発注担当者から配付されたデザインレギュレーションデータを用い、カラー、ロゴマーク、フォント（「モリサワUR新ゴR」）等、指定のレギュレーションに沿って製作するものとする。なお隨時、他の完成デザインデータ等を入稿する場合がある。
ホ	受注者以外が製作した団地内看板についても、発注者の指示がある場合、その管理については単価契約項目の維持管理、データ管理等のとおり受注者が管理するものとする。
ヘ	看板設置、意匠変更、撤去に伴う公的機関への申請手続き等は工事に付随するものとし、各自治体の屋外広告業等に届出済みの者が各条例等に従って適正に申請するものとする。
ト	看板等の撤去・解体・廃材処分に際し、当該撤去物が処理及び清掃に関する法律（昭和64年法律第137号）に該当する廃棄物である場合、必要な産業廃棄物処理業の資格（処理及び運送、マニュフェストの提出等）を有する事業者への廃棄物処理委託体制が整っていることとする。
チ	上記15~20の必要諸経費は、上記1~9の製作及び設置施工単価、上記10~14の撤去・解体・廃材処分単価に含まれる。よって、上記1~10の設置施工時及び撤去時の想定を大きく超える作業等が発生した場合に加算すること等を目的とした単価である。加算及び減算に際しては、その都度発注担当者と協議することとする。

別紙3

2025年12月19日

業務指示書

業務名		令和8年度東京東エリアにおける団地内看板意匠変更及び点検等業務（UR賃貸住宅募集に係る広告宣伝等業務）						
対象 団地 及び 作業 内容	対象団地・看板	業務内容					契約書 項目番号	設置位置
		団地 コード	団地名	看板 番号				
	1							
	2							
	3							
	4							
	5							
	6							
	7							
	8							
	9							
	10							
	11							
	12							
	13							
	14							
	15							
	16							
	17							
	18							
	19							
	20							
スケジュール	指示日							
	完了日							
受託者	△△△株式会社 ☆☆					●● (●●●●) ●●●		
機構担当者	●●エリア経営部●●課 ■■					●● (●●●●) ●●●		

以上

業務指示書

記入例

別紙3

2025年12月19日

業務名		令和8年度東京東エリアにおける団地内看板意匠変更及び点検等業務（UR賃貸住宅募集に係る広告宣伝等業務）						
対象団地及び作業内容	対象団地・看板			業務内容				
	団地コード	団地名	看板番号	契約書項目番号	設置位置	台帳番号	備考	
	1	50102	田島	0001	意匠変更	1 - ①	別紙参照	●
	2							
	3							
	4							
	5							
	6							
	7							
	8							
	9							
	10							
	11							
	12							
	13							
	14							
	15							
	16							
	17							
	18							
	19							
	20							
スケジュール	指示日	令和8年5月1日 (火)						
	完了日	令和8年5月31日 (金)						
受託者	△△△株式会社 ☆☆					● ● (● ● ●) ● ● ●		
機構担当者	● ● エリア経営部 ● ● 課 ■ ■					● ● (● ● ●) ● ● ●		

以上

UR賃貸住宅東京東エリア団地一覧

別紙4

東京東住まいセンター			東京南住まいセンター		
NO.	団地コード	団地名	NO.	団地コード	団地名
1	20166	亀戸二丁目	1	20196	南六郷二丁目
2	20178	大島四丁目	2	20234	希望ヶ丘
3	20192	大島六丁目	3	20291	南六郷一丁目
4	20250	大島七丁目	4	20311	蒲田本町一丁目
5	20254	小島町二丁目	5	20355	品川八潮パークタウン潮路北第二ハイツ
6	20255	立花一丁目	6	20364	品川八潮パークタウン潮路南第一ハイツ
7	20277	エステート篠崎(下篠崎町)	7	20389	大森南二丁目ハイツ
8	20282	北砂五丁目	8	20400	哲学堂公園ハイツ
9	20294	北砂七丁目	9	20415	コラム南青山
10	20309	船堀一丁目	10	20443	パティオ新蒲田三丁目
11	20320	豊洲四丁目	11	20460	成城通りパークウェスト
12	20346	東大島駅前ハイツ	12	20464	エステート池上
13	20348	葛西クリーンタウン清新プラザ	13	20492	デュプレ芝浦
14	20362	葛西クリーンタウン清新南ハイツ	14	20500	経堂赤堤通り
15	20396	船堀六丁目パークハイツ	15	20517	シティハイツ烏山
16	20380	エステート一之江(エステート松江)	16	20522	世田谷通りシティハイツ若林
17	20404	曳舟駅前プラザ	17	20534	シャレール糀谷
18	20442	セーラ小松川	18	20544	フレール西経堂
19	20444	リバーピア吾妻橋ライフタワー	19	20548	シャレール新蒲田
20	20582	ヴェッセル木場南	20	20554	アミティ大森東
21	20590	シティコート大島	21	20559	スクエア一世田谷桜丘
22	20596	アーバンライフ亀戸	22	20563	晴海アイランドトリトンスクエアビュープラザ
23	20646	潮見駅前プラザ二番館	23	20569	晴海アイランドトリトンスクエアガーデンプラザ
24	20661	ラ・ヴェール東陽町	24	20578	シティコート世田谷給田
			25	20583	アミティ南六郷
			26	20587	アーバンライフ月島駅前イースト
			27	20641	晴海アイランドトリトンスクエアアーバンタワー
			28	20647	アクティ三軒茶屋
			29	20671	芦花公園
			30	20678	ラ・ヴェール明石町
			31	20687	プロムナード荻窪
			32	20709	中目黒アトラスター

別紙5

2025年12月19日

業務完了報告書

業務名	令和8年度東京東エリアにおける団地内看板意匠変更及び点検等業務（UR賃貸住宅募集に係る広告宣伝等業務）		
団地コード		団地名	
エリア		住所	
看板番号		サイズ	
写真	作業内容及び看板全体がわかる写真を貼付すること。		
配置図	対象看板の位置がわかる団地内配置図を貼付すること。		
位置情報	緯度：	経度：	
報告事項 (備考)			
完了日			
受託者	△△△株式会社 ☆☆ 担当：	●●(●●●●) ●●●●	

業務完了報告書

記入例

別紙 5

2025年12月19日

業務名	令和8年度東京東エリアにおける団地内看板意匠変更及び点検等業務（UR賃貸住宅募集に係る広告宣伝等業務）			
団地コード	50102	団地名	田島	
エリア		住所	さいたま市桜区田島六丁目	
看板番号	0001	サイズ	W2000×H1000	
写真				
配置図				
位置情報	緯度 :	35.84227	経度 :	139.631361
報告事項 (備考)	<ul style="list-style-type: none"> 事前安全点検の結果、異常なし。 インクジェットシート貼り替えによる意匠変更実施。 			
完了日	2026年●月●日			
受託者	△△△株式会社 ☆☆	担当 :	● ● (● ● ● ●) ● ● ● ●	

点検業務完了報告書（一覧）

業務名	令和8年度東京東エリアにおける団地内看板意匠変更及び点検等業務（UR賃貸住宅募集に係る広告宣伝等業務）					
対象団地及び報告内容	対象団地・看板		報告事項			
	団地コード	団地名	業務	数量	台帳番号	点検結果
1			安全点検			
	2		安全点検			
	3		安全点検			
	4		安全点検			
	5		安全点検			
	6		安全点検			
	7		安全点検			
	8		安全点検			
	9		安全点検			
	10		安全点検			
	11		安全点検			
	12		安全点検			
	13		安全点検			
	14		安全点検			
	15		安全点検			
	16		安全点検			
	17		安全点検			
	18		安全点検			
	19		安全点検			
	20		安全点検			

以上

報告日	2026年●月●日
受託者	

点検業務完了報告書（一覧）

記入例

業務名	令和8年度東京東エリアにおける団地内看板意匠変更及び点検等業務（UR賃貸住宅募集に係る広告宣伝等業務）					
対象 団地 及び 報告 内容	対象団地・看板		報告事項			
	団地 コード	団地名	業務	数量	台帳 番号	点検結果
1	50102	田島	安全点検	1 基	0001	異常なし
	2	50109	原市	安全点検	1 基	0001 報告事項あり
	3		安全点検			
	4		安全点検			
	5		安全点検			
	6		安全点検			
	7		安全点検			
	8		安全点検			
	9		安全点検			
	10		安全点検			
	11		安全点検			
	12		安全点検			
	13		安全点検			
	14		安全点検			
	15		安全点検			
	16		安全点検			
	17		安全点検			
	18		安全点検			
	19		安全点検			
	20		安全点検			

以上

報告日	2026年●月●日
受託者	

点検業務完了報告書（報告事項）

別紙7

年 月 日

団地コード／団地名／点検対象看板No.：		
設置位置緯度／経度：		
サイズ(H×W)：	点検日： 年 月 日()	点検者(受託業者)：

点検箇所	点検項目	異常の有無等		改善の概要	
基礎部・上部構造	1 上部構造全体の傾斜、ぐらつき	無	有	経過観察可 要即時修理	
	2 基礎のクラック、支柱と根巻きとの隙間、支柱ぐらつき			経過観察可 要即時修理	
	3 鉄骨のさび発生、塗装の老朽化	無	有	経過観察可 要即時修理	
支持部	1 鉄骨接合部（溶接部・プレート）の腐食、変形、隙間	無	有	経過観察可 要即時修理	
	2 鉄骨接合部（ボルト、ナット、ビス）のゆるみ、欠落			経過観察可 要即時修理	
取付部	1 アンカーボルト・取付部フレートの腐食、変形	無	有	経過観察可 要即時修理	
	2 溶接部の劣化、コーティングの劣化等			経過観察可 要即時修理	
	3 取付対象部（柱・壁・スラブ）・取付部周辺の異常	無	有	経過観察可 要即時修理	
広告板	1 表示面板・切り文字等の腐食、破損、変形、ビス等の欠落	無	有	経過観察可 要即時修理	
	2 側板、表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損			経過観察可 要即時修理	
	3 広告板底部の腐食、水抜き孔の詰まり	無	有	経過観察可 要即時修理	
その他	1 その他点検した事項（	無	有	経過観察可 要即時修理	
コメント					
写真	配置図/看板正面	看板裏面			
	看板支柱部	異常箇所			

点検業務完了報告書（報告事項）

別紙7

記入例

2025年12月19日

団地コード／団地名／点検対象看板No. : 50409 コンフォール松原 ◎◎エリアNo.○○				
設置位置緯度／経度 :				
サイズ (H×W) :	点検日 :	年	月	日 ()
点検箇所	点検項目	異常の有無等		改善の概要
基礎部・上部構造	1 上部構造全体の傾斜、ぐらつき	<input checked="" type="radio"/> 無	有	経過観察可
				要即時修理
	2 基礎のクラック、支柱と根巻きとの隙間、支柱ぐらつき	<input checked="" type="radio"/> 無	有	経過観察可
			要即時修理	
	3 鉄骨のさび発生、塗装の老朽化	無	<input checked="" type="radio"/> 有	鉄骨脚の下部に塗装の剥がれがありましたが、構造的には問題ありませんでした 要即時修理
支持部	1 鉄骨接合部（溶接部・プレート）の腐食、変形、隙間	<input checked="" type="radio"/> 無	有	経過観察可
				要即時修理
	2 鉄骨接合部（ボルト、ナット、ビス）のゆるみ、欠落	<input checked="" type="radio"/> 無	有	経過観察可
				要即時修理
取付部	1 アンカーボルト・取付部フレートの腐食、変形	<input checked="" type="radio"/> 無	有	経過観察可
				要即時修理
	2 溶接部の劣化、コーニングの劣化等	<input checked="" type="radio"/> 無	有	経過観察可
		要即時修理		
	3 取付対象部（柱・壁・スラブ）・取付部周辺の異常	<input checked="" type="radio"/> 無	有	経過観察可
				要即時修理
広告板	1 表示面板・切り文字等の腐食、破損、変形、ビス等の欠落	<input checked="" type="radio"/> 無	有	経過観察可
				要即時修理
	2 側板、表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損	<input checked="" type="radio"/> 無	有	経過観察可
		要即時修理		
3 広告板底部の腐食、水抜き孔の詰まり	<input checked="" type="radio"/> 無	有	経過観察可	
			要即時修理	
その他	1 その他点検した事項 ()	<input checked="" type="radio"/> 無	有	経過観察可
				要即時修理
コメント				
写真	配置図/看板正面			看板裏面
	看板支柱部			異常箇所

マスターリスト

	支社コード	支社エリア名	住まいセンターコード(2桁)	住まいセンター名	団地コード	写真・地図番号	団地名	都道府県	市町村以下	看板枚数	看板位置(ID)		サイズ(mm)				仕様					設置方法	設置年月	盤面変更年月	備考	撤去
											緯度	経度	看板種類	看板種類 その他	看板の内容	W(1)	H(1)	W(2)	H(2)	支柱・桟	盤面材質	盤面出力	壁面材質 (壁面看板のみ)	掲示板バー		
21 東京東エリア経営部	01	東京東	20178	0001 大島四丁目	東京都	江東区大島四丁目1	1	35.688306	139.82784	自立看板(照明無し)		募集看板	2000	1000			スチール	不明	不明			自立(基礎有り)	不明	不明		
21 東京東エリア経営部	01	東京東	20192	0001 大島六丁目	東京都	江東区大島六丁目1	1	35.689695	139.832668	自立看板(照明無し)		募集看板	3600	1800			スチール	不明	不明			自立(基礎有り)	不明	不明		
21 東京東エリア経営部	01	東京東	20250	0001 大島七丁目	東京都	江東区大島七丁目28-1	1	35.692913	139.840587	自立看板(照明無し)		募集看板	2000	1000			スチール	アルミ複合版(アルミ含む)	インクジェットシート			自立(基礎有り)	不明	不明		
21 東京東エリア経営部	01	東京東	20282	0001 北砂五丁目	東京都	江東区北砂五丁目20	1	35.684149	139.834139	自立看板(照明無し)		募集看板	2400	1200			スチール	不明	不明			自立(基礎有り)	不明	不明		
21 東京東エリア経営部	01	東京東	20294	0001 北砂七丁目	東京都	江東区北砂七丁目7-1	1	35.678651	139.837538	自立看板(照明無し)		募集看板	2400	1200			スチール	不明	不明			自立(基礎有り)	不明	不明		
21 東京東エリア経営部	01	東京東	20309	0001 船堀一丁目	東京都	江戸川区船堀一丁目1	1	35.686902	139.860449	自立看板(照明無し)		募集看板	3600	1800			スチール	不明	不明			自立(基礎有り)	不明	R3.10		
21 東京東エリア経営部	01	東京東	20309	0002 船堀一丁目	東京都	江戸川区船堀一丁目1	1	35.685246	139.86289	自立看板(照明無し)		募集看板	2000	1000			スチール	不明	不明			自立(基礎有り)	不明	不明		
21 東京東エリア経営部	01	東京東	20346	0001 東大島駅前ハイツ	東京都	江東区大島七丁目39	1	35.691447	139.843944	自立看板(照明無し)		募集看板	2000	1000			スチール	不明	不明			自立(基礎有り)	不明	不明		
21 東京東エリア経営部	01	東京東	20346	0002 東大島駅前ハイツ	東京都	江東区大島七丁目39	1	35.691279	139.843081	自立看板(照明無し)		募集看板	2400	1200			スチール	不明	不明			自立(基礎有り)	不明	不明		
21 東京東エリア経営部	01	東京東	20396	0001 船堀六丁目パークハイツ	東京都	江戸川区船堀六丁目5	1	35.681407	139.867587	自立看板(照明無し)		募集看板	1800	900			スチール	不明	不明			自立(基礎有り)	不明	不明		
21 東京東エリア経営部	01	東京東	20396	0002 船堀六丁目パークハイツ	東京都	江戸川区船堀六丁目5	1	35.681065	139.868057	自立看板(照明無し)		募集看板	1800	900			スチール	不明	不明			自立(基礎有り)	不明	不明		
21 東京東エリア経営部	01	東京東	20442	0001 セラ小松川	東京都	江戸川区小松川一丁目5	1	35.689292	139.850587	自立看板(照明無し)		募集看板	1800	900			スチール	不明	不明			自立(基礎有り)	不明	不明		
21 東京東エリア経営部	01	東京東	20590	0001 シティコート大島	東京都	江東区大島六丁目-14	1	35.689896	139.832121	自立看板(照明無し)		募集看板	2000	1000			スチール	不明	不明			自立(基礎有り)	不明	不明		
21 東京東エリア経営部	01	東京東	20166	0001 亀戸二丁目	東京都	江東区亀戸二丁目6	1	35.699515	139.822887	自立看板(照明無し)		募集看板	1800	900			スチール	不明	不明			自立(基礎有り)	不明	不明		
21 東京東エリア経営部	01	東京東	20254	0001 小島町二丁目	東京都	江戸川区西葛西五丁目8他	1	35.666381	139.860179	自立看板(照明無し)		募集看板	2400	1200			スチール	不明	不明			自立(基礎有り)	不明	不明		
21 東京東エリア経営部	01	東京東	20255	0002 立花一丁目	東京都	墨田区立花一丁目26他	1	35.706082	139.831647	自立看板(照明無し)		募集看板	1800	900			スチール	不明	不明			自立(基礎有り)	不明	不明		
21 東京東エリア経営部	05	東京南	20277	0001 エステート篠崎(下篠崎町)	東京都	江戸川区下篠崎町18	1	35.701358	139.913806	自立看板(照明無し)		募集看板	900	600		R4.7新規設	不明	不明			自立(基礎有り)	R4.7	-			
21 東京東エリア経営部	05	東京南	20380	0001 エステート之一江(エステート松江)	東京都	江戸川区下松江7-26-1	1	35.691424	139.874802	自立看板(照明無し)		募集看板	900	600		R4.7新規設	不明	不明			壁付(アンカーボルト)	R4.7	-			
21 東京東エリア経営部	01	東京東	20348	0001 葛西クリーンタウン清新プラザ	東京都	江戸川区清新町一丁目3	1	35.661109	139.855525	自立看板(照明無し)		募集看板	3600	1800			スチール	不明	不明			自立(基礎有り)	不明	不明		
21 東京東エリア経営部	01	東京東	20348	0002 葛西クリーンタウン清新プラザ	東京都	江戸川区清新町一丁目3	1	35.662256	139.856231	自立看板(照明無し)		募集看板	2400	1200			スチール	不明	不明			自立(基礎有り)	不明	不明		
21 東京東エリア経営部	01	東京東	20362	0001 葛西クリーンタウン清新南ハイツ	東京都	江戸川区清新町一丁目1	1	35.659962	139.8515	自立看板(照明無し)		募集看板	3600	1800			スチール	不明	不明			自立(基礎有り)	不明	不明		
21 東京東エリア経営部	01	東京東	20362	0002 葛西クリーンタウン清新南ハイツ	東京都	江戸川区清新町一丁目1	1	35.660666	139.8516	自立看板(照明無し)		募集看板	2000	1000			スチール	不明	不明			自立(基礎有り)	不明	不明		
21 東京東エリア経営部	01	東京東	20362	0003 葛西クリーンタウン清新南ハイツ	東京都	江戸川区清新町一丁目1	1	35.660736	139.85352	自立看板(照明無し)		募集看板	2400	1200			スチール	不明	不明			自立(基礎有り)	不明	不明		
21 東京東エリア経営部	01	東京東	20362	0006 葛西クリーンタウン清新南ハイツ	東京都	江戸川区清新町一丁目1	1			横断幕・懸垂幕		募集看板	900	6500			スチール	不明	ポリエチル	インクジェットシート		壁付(取付用ロープ等)	不明	不明		
21 東京東エリア経営部	01	東京東	20444	0001 リバービア吾妻橋ライフター	東京都	墨田区吾妻橋1-23-30	1	35.709424	139.801322	自立看板(照明無し)		募集看板	600	900			スチール	不明	不明			自立(基礎有り)	不明	R3.10		
21 東京東エリア経営部	05	東京南	20563	0001 晴海アーランドトリトンスクエアピューブラザ	東京都	中央区晴海一丁目6	1	35.658872	139.783105	自立看板(照明無し)		募集看板	900	600			スチール	不明	不明			自立(基礎有り)	不明	R3.10		
21 東京東エリア経営部	05	東京南	20569	0001 晴海アーランドトリトンスクエアガーデンプラザ	東京都	中央区晴海一丁目7-2	1	35.657569	139.784602	自立看板(照明無し)		募集看板	900	600			スチール	不明	不明			自立(基礎有り)	不明	R3.10		
21 東京東エリア経営部	05	東京南	20587	0008 アーバンライフ月島駅前イースト	東京都	中央区月島二丁目1-1	1	35.663644	139.785015	自立看板(照明無し)		募集看板	800	900</												

支社コード	支社エリア名	住まいセンターコード(2桁)	住まいセンター名	団地コード	写真・地図番号	団地名	都道府県	市町村以下	看板枚数	看板位置(ID)		看板種類	看板種類 その他	看板の内容	サイズ(mm)				仕様					設置方法	設置方法 その他	設置年月	盤面変更年月	備考	撤去
										緯度	経度				W(1)	H(1)	W(2)	H(2)	支柱・桟	盤面材質	盤面出力	壁面材質 (壁面看板のみ)	掲示板バー						
21 東京東エリア経営部	05 東京南	20517	0002 シティハイツ烏山	東京都	世田谷区北烏山九丁目21-10	1	35.672208	139.592407	自立看板(照明無し)		募集看板		1800	900			不明	不明	不明				自立(基礎有り)	不明	不明				
21 東京東エリア経営部	05 東京南	20522	0001 世田谷通りシティハイツ若林	東京都	世田谷区若林三丁目10-1	1	35.642049	139.658724	自立看板(照明無し)		募集看板		2700	1350			アルミ	不明	不明				自立(基礎有り)	不明	不明				
21 東京東エリア経営部	05 東京南	20544	0001 フレール西経堂	東京都	世田谷区船橋五丁目17	1	35.654877	139.625749	自立看板(照明無し)		募集看板		2400	1200			アルミ	不明	不明				自立(基礎有り)	不明	不明				
21 東京東エリア経営部	05 東京南	20544	0002 フレール西経堂	東京都	世田谷区船橋五丁目17	1	35.654084	139.625708	自立看板(照明無し)		募集看板		2400	1200			アルミ	不明	不明				自立(基礎有り)	不明	不明				
21 東京東エリア経営部	05 東京南	20559	0001 スクエアー世田谷桜丘	東京都	世田谷区桜丘一丁目2-20	1	35.644108	139.631037	自立看板(照明無し)		募集看板		2400	1200			不明	不明	不明				自立(基礎有り)	不明	不明				
21 東京東エリア経営部	05 東京南	20578	0001 シティコート世田谷給田	東京都	世田谷区給田五丁目2-5	1	35.671504	139.586827	自立看板(照明無し)		募集看板		3600	1800			不明	不明	不明				自立(基礎有り)	不明	R3.10				
21 東京東エリア経営部	05 東京南	20647	0001 アクティ三軒茶屋	東京都	世田谷区野沢一丁目35	1	35.638683	139.672856	自立看板(照明無し)		募集看板		900	600			不明	不明	不明				自立(基礎有り)	不明	不明				
21 東京東エリア経営部	01 東京東	20166	0001 亀戸二丁目	東京都	江東区亀戸二丁目6	1	35.700433	139.822296	自立看板(照明無し)		管理サービス事務所案内看板		600	900									自立	移動型	R4.10.18	-			
21 東京東エリア経営部	01 東京東	20192	0002 大島六丁目	東京都	江東区大島六丁目1	1	35.690871	139.833208	自立看板(照明無し)		管理サービス事務所案内看板		600	900			不明	アルミ複合版(アルミ含む)	インクジェットシート				自立	移動型	R4.10.18	-			
21 東京東エリア経営部	01 東京東	20250	0002 大島七丁目	東京都	江東区大島七丁目28-1	1	35.693088	139.839924	自立看板(照明無し)		管理サービス事務所案内看板		600	900			不明	アルミ複合版(アルミ含む)	インクジェットシート				自立	移動型	R4.10.18	-			
21 東京東エリア経営部	05 東京南	20196	0002 南六郷二丁目	東京都	大田区南六郷二丁目35	1	35.545124	139.722192	自立看板(照明無し)		管理サービス事務所案内看板		600	900			不明	アルミ複合版(アルミ含む)	インクジェットシート				自立	移動型	R4.10.18	-			
21 東京東エリア経営部	01 東京東	20254	0002 小島町二丁目	東京都	江戸川区西葛西五丁目8他	1	35.666605	139.860049	自立看板(照明無し)		管理サービス事務所案内看板		600	900			不明	アルミ複合版(アルミ含む)	インクジェットシート				自立	移動型	R4.10.18	-			
21 東京東エリア経営部	01 東京東	20282	0002 北砂五丁目	東京都	江東区北砂五丁目20	1	35.683631	139.831781	自立看板(照明無し)		管理サービス事務所案内看板		600	900			不明	アルミ複合版(アルミ含む)	インクジェットシート				自立	移動型	R4.10.18	-			
21 東京東エリア経営部	05 東京南	20291	0002 南六郷一丁目	東京都	大田区南六郷一丁目29他	1	35.546009	139.724769	自立看板(照明無し)		管理サービス事務所案内看板		600	900			不明	アルミ複合版(アルミ含む)	インクジェットシート				自立	移動型	R4.10.18	-			
21 東京東エリア経営部	01 東京東	20309	0003 船堀一丁目	東京都	江戸川区船堀一丁目1	1	35.686204	139.861116	自立看板(照明無し)		管理サービス事務所案内看板		600	900			不明	アルミ複合版(アルミ含む)	インクジェットシート				自立	移動型	R4.10.18	-			
21 東京東エリア経営部	01 東京東	20320	0002 豊洲四丁目	東京都	江東区豊洲四丁目10	1	35.653336	139.801595	自立看板(照明無し)		管理サービス事務所案内看板		600	900			不明	アルミ複合版(アルミ含む)	インクジェットシート				自立	移動型	R4.10.18	-			
21 東京東エリア経営部	01 東京東	20348	0003 葛西クリーンタウン清新プラザ	東京都	江戸川区清新町一丁目3	1	35.660958	139.856036	自立看板(照明無し)		管理サービス事務所案内看板		600	900			不明	アルミ複合版(アルミ含む)	インクジェットシート				自立	移動型	R4.10.18	-			
21 東京東エリア経営部	05 東京南	20364	0002 品川ハープタウン潮路南第一ハイツ	東京都	品川区八潮五丁目6	1	35.597797	139.750739	自立看板(照明無し)		管理サービス事務所案内看板		600	900			不明	アルミ複合版(アルミ含む)	インクジェットシート				自立	移動型	R4.10.18	-			
21 東京東エリア経営部	01 東京東	20404	0002 卍舟駅前ラブザ	東京都	墨田区京島一丁目38-1	1	35.717701	139.818962	自立看板(照明無し)		管理サービス事務所案内看板		600	900			不明	アルミ複合版(アルミ含む)	インクジェットシート				自立	移動型	R4.10.18	-			
21 東京東エリア経営部	01 東京東	20442	0002 セーラ小松川	東京都	江戸川区小松川一丁目5	1	35.690405	139.851272	自立看板(照明無し)		管理サービス事務所案内看板		600	900				アクリル・ステンレス	インクジェットシート				自立	据置型	不明	R6.4.26			
21 東京東エリア経営部	01 東京東	20444	0002 リバービア吾妻橋ライフタワー	東京都	墨田区吾妻橋1-23-30	1	35.709302	139.801038	自立看板(照明無し)		管理サービス事務所案内看板		400	850				アクリル・ステンレス	インクジェットシート				自立	据置型	H22.1.30	R4.10.18			
21 東京東エリア経営部	05 東京南	20460	0002 成城通りパークウェスト	東京都	世田谷区上祖師谷四丁目2	1	35.653204	139.596418	自立看板(照明無し)		管理サービス事務所案内看板		600	900			不明	アルミ複合版(アルミ含む)	インクジェットシート				自立	移動型	R4.10.18	-			
21 東京東エリア経営部	05 東京南	20492	0001 デュプレ芝浦	東京都	港区芝浦四丁目7-5	1	35.637568	139.74581	自立看板(照明無し)		管理サービス事務所案内看板		600	900				アクリル・ステンレス	インクジェットシート				自立	移動型	不明	R6.4.26			
21 東京東エリア経営部	05 東京南	20500	0002 経堂赤堤通り	東京都	世田谷区桜上水一丁目1	1	35.657169	139.634131	自立看板(照明無し)		管理サービス事務所案内看板		600	900			不明	アルミ複合版(アルミ含む)	インクジェットシート				自立	移動型	R4.10.18	-			
21 東京東エリア経営部	05 東京南	20544	0003 フレール西経堂	東京都	世田谷区船橋五丁目17	1	35.654738	139.625541	自立看板(照明無し)		管理サービス事務所案内看板		600	900			不明	アルミ複合版(アルミ含む)	インクジェットシート				自立	移動型	R4.10.18	-			
21 東京東エリア経営部	05 東京南	20563	0003 晴海アイランドトリトンスクエアビュープラザ	東京都	中央区晴海一丁目6	1	35.65865																						

看板等一覧表

【東京東エリア】令和 年 月分

分類	項番		内 容 (単位:mm)	単価	数量	計
	大項番	小項番				
看板等製作及び設置施工	1	1	木枠組み看板製作費(W900×H600)	/ 基	/ 基	
		2	木枠組み看板製作費(W1800×H900)	/ 基	/ 基	
	2	1	ステンレス枠組み看板製作費(W900×H600)	/ 基	/ 基	
		2	ステンレス枠組み看板製作費(W1800×H900)	/ 基	/ 基	
	3	1	スチール枠組み看板製作費(W400×H600)	/ 基	/ 基	
		2	スチール枠組み看板製作費(W600×H450)	/ 基	/ 基	
		3	スチール枠組み看板製作費(W600×H900)	/ 基	/ 基	
		4	スチール枠組み看板製作費(W900×H600)	/ 基	/ 基	
		5	スチール枠組み看板製作費(W1800×H900)	/ 基	/ 基	
		6	スチール枠組み看板製作費(W2000×H1000)	/ 基	/ 基	
		7	スチール枠組み看板製作費(W2400×H1200)	/ 基	/ 基	
		8	スチール枠組み看板製作費(W3600×H1800)	/ 基	/ 基	
	4	1	アルミ複合板面製作費(W400×H600)	/ 枚	/ 枚	
		2	アルミ複合板面製作費(W600×H450)	/ 枚	/ 枚	
		3	アルミ複合板面製作費(W600×H900)(W900×H600)	/ 枚	/ 枚	
		4	アルミ複合板面製作費(W1800×H900)	/ 枚	/ 枚	
		5	アルミ複合板面製作費(W2000×H1000)	/ 枚	/ 枚	
		6	アルミ複合板面製作費(W2400×H1200)	/ 枚	/ 枚	
		7	アルミ複合板面製作費(W3600×H1800)	/ 枚	/ 枚	
	5	1	インクジェットシート出力製作費(m ²)	/ m ²	/ m ²	
撤去材・処解分体	6	1	横断幕・懸垂幕製作費(ターポリン)	/ m ²	/ m ²	
		2	横断幕・懸垂幕製作費(メッシュターポリン)	/ m ²	/ m ²	
	7	1	木製看板撤去・解体・廃材処分費(W1800×H900以下のサイズを想定)	/ 基	/ 基	
		2	木製看板撤去・解体・廃材処分費(W1800×H900を超えるサイズを想定)	/ 基	/ 基	
	8	1	ステンレス製看板解体処分費(W1800×H900以下のサイズを想定)	/ 基	/ 基	
		2	ステンレス製看板解体処分費(W1800×H900を超えるサイズを想定)	/ 基	/ 基	
		3	スチール製看板解体処分費(W1800×H900以下のサイズを想定)	/ 基	/ 基	
		4	スチール製看板解体処分費(W1800×H900を超えるサイズを想定)	/ 基	/ 基	
(必要参考単価)	9		横断幕・懸垂幕撤去・解体・廃材処分費	/ m ²	/ m ²	
	10		現地調査費	/ 人工	人工	
	11		梱包・運搬費	/ 台	台	
	12		取付設置施工人件費	/ 人工	人工	
	13		取付設置用雑材諸経費(W1800×H900想定)	/ 基	基	
	14		撤去・解体・処分等人件費	/ 人工	人工	
	15	1	看板、横断幕・懸垂幕等の報告書作成費	/ 基	基	
		2	看板、横断幕・懸垂幕等のデータ更新管理費	/ 団地	団地	
維持管理費	16		随時点検業務費	/ 团地	团地	
	17	1	屋外広告物申請費(新規申請)	/ 基	基	
		2	屋外広告物申請費(更新申請)	/ 基	基	
	18		定期安全点検費	/ 团地	团地	
	19		鉄部塗装費	/ 基	基	
	20		コーナーガード設置費	/ 個	個	
	21		アルミ複合板面等修正シール費	/ 枚	枚	